

「地球温暖化に関する取組」に係る関係府省の自主的点検結果（調査票）

重点検討項目①：国内における温室効果ガス削減の取組

＜調査票整理番号及び施策等の名称＞

【エネルギー起源二酸化炭素】

- 1 地方公共団体実行計画に基づく温暖化対策の推進
- 2 低炭素まちづくりの推進
- 3 エネルギーの面的な利用の促進
- 4 産業界における自主的取組の推進
- 5 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進
- 6 トップランナー制度による機械器具の省エネ性能の向上
- 7 建築物の省エネ性能の向上・低炭素化
- 8 エネルギーマネジメントによるエネルギーの賢い消費の実現等
- 9 公的機関の率先的取組
- 10 住宅の省エネ性能の向上・低炭素化
- 11 コージェネレーション・家庭用燃料電池の普及促進
- 12 その他の支援措置
- 13 環境負荷の少ない自動車の普及・使用の促進（自動車単体対策）
- 14 自動車走行形態の環境配慮化・道路交通流対策
- 15 公共交通機関の利用促進
- 16 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進
- 17 物流の効率化・モーダルシフトの推進等
- 18 再生可能エネルギー発電の導入促進
- 19 火力発電の高効率化

【非エネルギー起源二酸化炭素】

- 20 混合セメントの利用拡大
- 21 廃棄物の排出抑制、再生利用の推進

【メタン】

- 22 有機性廃棄物の直接埋立量の削減
- 23 水田の有機物管理・水管理の見直

【一酸化二窒素】

- 24 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等
- 25 一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等
- 26 施肥量の適正化・低減
- 27 代替フロン等4ガスの総合的排出抑制対策

【吸収源対策・施策】

- 28 森林吸収源対策
- 29 農地土壌吸収源対策
- 30 都市緑化等の推進

【横断的施策】

- 31 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度
- 32 税制のグリーン化
- 33 事業活動における環境への配慮の促進
- 34 金融のグリーン化
- 35 Jクレジット制度の推進
- 36 国民運動の展開

重点検討項目②：国際的な地球温暖化対策への貢献

<調査票整理番号及び施策等の名称>

- 37 新たな国際枠組みの構築に向けた貢献
- 38 短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金関連業務
- 39 多国間資金メカニズムへの拠出
- 40 二国間クレジット制度の構築・実施
- 41 途上国への資金支援
- 42 「環境エネルギー技術革新計画」の改訂
- 43 温室効果ガス観測衛星の開発

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	1	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)、b)
施策等の名称	地方公共団体実行計画に基づく温暖化対策の推進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 地方公共団体による、都市計画等と連携した計画的な温暖化対策を支援する。</p> <p>【概要】 「地球温暖化対策推進法」に基づき、地方公共団体が、都市計画等と連携した地方公共団体実行計画を策定し、実施する。国は、計画策定のマニュアル・手引きの提供や、地方公共団体職員向け研修会の開催、実行計画に計上された事業の設備導入補助など、ソフト・ハードの両面から総合的な支援を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 ○温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 第20条の3 ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画「区域施策編」の策定(義務:都道府県・特例市以上、努力義務:特例市)</p> <p>【予算・補助】 ○二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業) ・実行計画等に計上された事業の実現に必要な設備導入等の補助。(平成26年度～、5月から複数回に分けて公募) ○地方公共団体実行計画実施推進事業費(平成22年度～平成25年度) ○環境保全型地域づくり推進調査費(平成24年度) ・「地球温暖化対策の事業スキーム構築・推進力強化研修」(平成24年度:2回開催、のべ469人参加) ・地方公共団体実行計画マニュアル改訂検討会、マニュアル改定に関する報告会(平成24年～平成25年) ・「温暖化対策の推進力強化研修会」(平成25年度:3回開催、のべ681人参加) ・「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き」の作成・発出(平成26年2月) ○地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業(平成26年度～) ・「低炭素塾」(平成26年度:年5回開催予定) ○住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業(平成25年度～平成26年度) ・実行計画等に位置付けられる地域の施策について、住民参加による効果的な事業計画の策定プロセスを検討。(平成25年度 13件、平成26年度 12件予定) ○低炭素技術の社会実装に向けた各種実証事業(低炭素地域づくり集中支援モデル事業等。平成24～26年度) ・先導的low炭素技術の導入に向けた課題整理等を実施</p> <p>【その他】 これらの事業により、地方公共団体の計画策定率は、平成24年 81.8%(特例市以上)、7.1%(特例市未満)が、平成25年 91.9%(特例市以上)、12.3%(特例市未満)に増加した。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 2,793,000千円(の内数)		
	平成25年度(執行ベース): 3,268,030千円(の内数)		
	平成26年度(当初予算): 6,968,400千円(の内数)		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は、平成20年の地球温暖化対策推進法の一部改正以降、地方公共団体への温暖化対策に関する知識やノウハウの提供として、実行計画策定のマニュアル等の作成や研修会開催等のソフト面での施策を講じてきた結果、実行計画の策定率も年々上昇してきた。</p> <p>ソフト面での支援を継続する一方で、平成26年度からは実行計画に基づく事業の実施に必要な設備導入等、ハードへの支援を行うグリーンプラン・パートナーシップ事業を創設した。これらの施策によって、人員と予算の不足で実行計画に基づく取組が思うように進まない特例市未満の自治体等に対しても総合的な支援を実施し、地方公共団体との意見交換を行う等地域との連携を密にしつつ全国の温暖化対策の推進を図る。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	2	府省名	国土交通省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	低炭素まちづくりの推進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 都市機能の集約や交通システムの低炭素化等を通じて、低炭素型のまちづくりを促進する。</p> <p>【概要】 「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年12月施行)に基づき、市町村による低炭素まちづくり計画の作成支援をすると共に、計画に基づく都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、エネルギーの効率的利用や緑地の保全及び緑化の推進等の取組を支援する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>低炭素まちづくり計画は、平成25年度末時点で11都市において作成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県川西市 ・長野県小諸市 ・北海道下川町 ・愛知県長久手市 ・東京都江東区 ・愛知県東郷町 ・北海道名寄市 ・鹿児島県薩摩川内市 ・愛知県安城市 ・滋賀県近江八幡市 ・福岡県北九州市 		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): なし		
	平成25年度(執行ベース): なし		
	平成26年度(当初予算): 650,000		
今後の課題・方向性等	<p>低炭素まちづくり計画に基づく取り組みに対して、法律上の特例措置や各種支援措置等を通じ市町村における低炭素まちづくりを推進していくこととしている。</p> <p>平成26年度より、低炭素まちづくり計画に基づく公共交通利用転換事業計画策定調査及び公共交通利用転換事業の実施を、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)により、支援している。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	3	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	エネルギーの面的な利用の促進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】地区・街区単位等で面的にエネルギーを利活用する先進・先導的なシステムの導入を支援し、普及・波及を促進する。</p> <p>【概要】複数街区にまたがる事業計画区域内における、普及可能性、先進・先導性を備えたエネルギー面的利用に資する施設を整備するための支援を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算・補助】 先導的都市環境形成促進事業費補助金(モデル事業支援) (平成24年度開始、平成30年度終了予定(新規事業認定は平成28年度迄)、 新規事業認定:平成24年度 2件,平成25年度 2件) 平成26年度は7月より新規事業の公募を行う。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 356,914千円の内数		
	平成25年度(執行ベース): 204,452千円の内数		
	平成26年度(当初予算): 442,188千円の内数		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は先導的都市環境形成促進事業(モデル事業支援)として平成24年度より実施しており、現在4地区においてエネルギーの面的利用による省CO2型の都市の構築に向けた取組の支援を行っている。平成27年度より順次完了し、CO2削減効果を発現するとともに、他地区・都市への類似事業の普及を図っていく。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	4	府省名	経産省、環境省、関係省庁
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a), b)
施策等の名称	産業界における自主的取組の推進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 事業者が自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進し、産業・業務・運輸・エネルギー転換部門における二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 2013年度以降の産業界の自主的取組については、「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)において、「『低炭素社会実行計画』に基づく事業者による自主的な取組に対する評価・検証を進める」とこととされているところ。具体的には、産業界が業種単位で、利用可能な世界最高水準の低炭素技術(BAT)の最大限の導入を前提とした2020年の削減目標などを含む温室効果ガス排出削減計画(低炭素社会実行計画)を策定・実施し、政府において厳格な評価・検証を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>産業界の自主的取組の推進のための政府の2013年度の取組として、産業界の地球温暖化対策の中心的な取組である自主行動計画について、審議会による厳格な評価・検証を実施した。</p> <p>2012年度(平成24年度)実績に基づく2013年度(平成25年度)の評価・検証では、福島第一原子力発電所事故に起因する原子力発電所の長期停止により、電力排出係数が前年度比でさらに約1割程度悪化したため、CO2総量/原単位を目標とする業種においてその影響が見られたが、継続的な省エネ設備の導入や、燃料転換、設備の運用改善の進展等によって業績が改善している業種も見られた。また、2012年度(平成24年度)をもって全業種の目標年が終了したところ、114業種中84業種が目標を達成する等、大半の業種において目標を達成した。これまでの評価・検証を通じて各業種が現実性を維持しながら目標を可能な限り高く設定してきた結果、目標を僅かに超過達成している業種は114業種中52業種あり、そのうち26業種がこれまで目標水準の引き上げを行った。</p> <p>また、京都議定書第一約束期間の最終年度である平成24年度をもって自主行動計画の目標期間が終了したことを踏まえ、平成25年度に経済産業省において「自主行動計画の総括的な評価に係る検討会」を開催し、これまでの自主行動計画の成果を検証した。その結果、自主行動計画は、</p> <p>① 多くの業種において厳しい目標が掲げられ、政府によるフォローアップを受けつつ、地道な省エネ努力によって目標が達成されたことや、業種間のベストプラクティスの共有が図られたこと、計画策定業種の着実な増加も見られたこと等、総体として十分な実効性を上げていること</p> <p>② 短期的に投資回収が可能な対策にとどまらず、中長期的に投資回収が行われる競争力の強化のための対策も行われたこと</p> <p>③ 弛まぬ技術開発・導入によって世界最高水準のエネルギー効率が維持されたこと等、これまで十分に高い成果を上げてきたと評価された。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): -</p> <p>平成25年度(執行ベース): -</p> <p>平成26年度(当初予算): -</p>		
今後の課題・方向性等	<p>関係審議会等による平成25年度の評価・検証の結果を踏まえ、本年7月に地球温暖化対策推進本部においてとりまとめられた「京都議定書目標達成計画の進捗状況」においても、京都議定書第一約束期間の6%削減目標を達成することができたのは、世界最高水準のエネルギー効率の維持など産業界における温暖化対策の中心的役割を担う自主行動計画が十分に高い成果を上げてきたためであるとしつつ、今後の課題として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップを通じた現実的かつ可能な限り高い目標設定の促進 ・自主行動計画参加業種の継続的な取組、業務部門をはじめとするカバー率の向上 ・業種ごとの活動量やエネルギー原単位等の経年データ及びその増減に関する分析等に関する更なるデータ開示 ・フォローアップ調査の公表内容の統一、所管省庁の公表水準の引き上げ <p>等が挙げられている。今後の低炭素社会実行計画フォローアップの実施に当たっては、これらの課題に可能な限り対応して、計画の実効性を一層高めていく。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	5-1	府省名	経済産業省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 製造分野において省エネ型機器の普及を促進し、製造分野におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 低炭素社会実行計画に基づく各種省エネルギー機器の導入に支援措置を講ずる。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算・補助】 エネルギー使用合理化事業者支援補助金（新規採択件数：平成24年度 993件、平成25年度1394件） 平成26年度も同事業を継続して実施している。</p> <p>これらの事業により、計画時の省エネ量に比べ、達成時の省エネ量が平成22年度では109%、平成23年度には141%にまで増加した。</p>		
施策等の予算額 (千円)	平成24年度(執行ベース): 22,444,000		
	平成25年度(執行ベース): 28,100,000		
	平成26年度(当初予算): 41,000,000		
今後の課題・方向性等	<p>平成26年度より、エネルギーコストの上昇に直面する中小企業の省エネ投資を支援するため、投資額は小さくても省エネ効果の高い案件についても支援対象としたところ。より効果的な補助金制度を設計すべく、今後、補助事業終了後の実態把握の手法について、検討してまいりたい。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	5-2	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 燃費性能の優れた建設機械の普及を促進し、建設工事におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 一定の燃費基準値を達成した建設機械(燃費基準達成建設機械)や、ハイブリッド式・電動式等の先進的な技術を搭載した建設機械(低炭素型建設機械)を認定し、普及を促進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【基準】 低炭素型建設機械の認定に関する規程 (平成22年度認定開始、平成24年度改定 認定対象の拡充、平成25年度改定 認定対象の拡充) 燃費基準達成建設機械の認定に関する規程 (平成25年度認定開始)</p> <p>【融資】 環境・エネルギー対策資金(建設機械等関連・特定特殊自動車関連) 平成22年度より低炭素型建設機械を融資対象。 平成26年度より燃費基準達成建設機械を融資対象に追加。</p> <p>低炭素型建設機械として、平成24年度末時点で16型式、平成25年度末時点で27型式が認定されている。 燃費基準達成建設機械は、平成25年度末時点で認定されている機械はない。 これらの事業により、低炭素型建設機械の年間販売台数は平成24年度が600台、平成25年度が694台となり累計販売台数は2,260台となった。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):		
	平成25年度(執行ベース):		
	平成26年度(当初予算):		
今後の課題・方向性等	<p>燃費基準達成建設機械認定制度は、国土交通省の定めた燃費基準を達成する建設機械を認定する制度であるが、燃費測定が規格化されて燃費基準が定められている機種は土工主要3機種である油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダに限られている。 今後は3機種以外のCO2排出量寄与度が高い機種について燃費基準を定めることとしている。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	5-3	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	(a)
施策等の名称	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 施設園芸、農機、漁船における省エネルギー設備・機器の普及を促進し、農業・水産業におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス利用加温設備、高速代かき機などの農業機械等、省エネ型船外機やLED集魚灯等の導入を支援するとともに、技術開発を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算・補助】 先進的省エネルギー加温設備等導入事業(平成22～24年度:24年度10地区) 農畜産業機械等リース支援事業のうち施設園芸省エネ設備導入型(平成23～24年度:24年度ヒートポンプ753台、木質バイオマス利用加温設備3台ほか導入) 燃油価格高騰緊急対策のうち施設園芸省エネ設備リース導入支援事業(平成24年度補正、26年度終了予定:24、25事業年度 2,276件、ヒートポンプ7,241台、木質バイオマス利用加温設備51台ほか導入(中間とりまとめ)) 農業機械省エネルギー性能評価確立事業(平成21～22年:トラクター(30馬力以上40馬力未満)及び穀物乾燥機(収容容量10t以下)の省エネ性能評価方法を確立) (予算・補助のうち技術開発) 施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業(平成22～24年度:平成24年度3件) 温暖化対策貢献技術支援事業のうち緩和タイプ(平成25～29年度:平成25年度4件、平成26年度4件)</p> <p>【普及啓発】 燃油価格高騰緊急対策における施設園芸省エネルギー生産管理マニュアルによる生産管理(平成25年度改定:農林水産省HPに掲載)(平成24年度補正、26年度終了予定:24、25事業年度 約19,000件(中間とりまとめ)) 農業機械の省エネ利用マニュアル(平成21年度改訂:農林水産省HPに掲載)</p> <p>-----</p> <p>【予算・補助】 ・省エネ機器等導入推進事業(基金名:漁業経営セーフティーネット構築等事業基金) 省エネに取り組むために漁業者グループがLEDや省エネ型エンジンなどを導入する場合の機器設備費用を支援(平成25年度補正予算で実施)</p> <p>・水産業の省エネ・省コスト新技術実証事業 漁業の省エネルギー化等にかかる実証試験を支援 (平成25年度開始、平成25年度は省コスト技術の実証試験を実施)</p> <p>・漁業構造改革総合対策事業のうちもうかる漁業創設支援事業(基金名:水産業体質強化総合対策事業基金) 漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進することで、漁業の競争力を強化するため、改革型漁船の導入等により、収益性向上の実証に取り組む漁協等に必要な経費を支援 (平成24年度～25年度:認定済み計画(実績)のべ94件)</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): 施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業:18,890千円 先進的省エネルギー加温設備等導入事業:204,082千円 農畜産業機械等リース支援事業のうち施設園芸省エネ設備導入型:461,563千円 燃油価格高騰緊急対策のうち施設園芸省エネ設備リース導入支援事業(24年度補正予算 予算額42,530,000千円) 漁業構造改革総合対策事業のうちもうかる漁業創設支援事業(水産業体質強化総合対策事業基金):11,000,000千円</p> <p>平成25年度(執行ベース): 燃油価格高騰緊急対策のうち施設園芸省エネ設備リース導入支援事業(24、25事業年度 4,652,054千円(中間とりまとめ)) 温暖化対策貢献技術支援事業のうち緩和タイプ:45,516千円 省エネ機器等導入推進事業(漁業経営セーフティーネット構築等事業基金):2,834,614千円 漁業構造改革総合対策事業のうちもうかる漁業創設支援事業(水産業体質強化総合対策事業基金):2,519,926千円</p>		

	<p>平成26年度(当初予算): 燃油価格高騰緊急対策のうち施設園芸省エネ設備リース導入支援事業(24年度補正予算の内数) 温暖化対策貢献技術支援事業のうち緩和タイプ:58,957千円 農業分野におけるCO2排出削減促進検討事業:55,000千円 水産業の省エネ・省コスト新技術実証事業:28,806千円</p>
今後の課題・方向性等	<p>施設園芸、農機における省エネルギー設備・機器の導入促進については、平成18年度より事業を引き継ぎつつ実施しており、京都議定書目標達成計画のうち施設園芸・農業機械分野で2012年までに23万8千トンCO2を削減する目標に対し、2012年度までに43万5千トンのCO2削減実績となっている。</p> <p>省エネに資する技術及び機器の開発・導入を促進する施策により、引き続き水産業におけるエネルギー消費を伴う二酸化炭素排出量削減を実施していくことが重要。</p>

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	6	府省名	経済産業省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	トップランナー制度による機械器具の省エネ性能の向上		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 トップランナー制度により機器のエネルギー消費性能向上を図り、機器の使用時のエネルギー消費効率を改善する。</p> <p>【概要】 家電等のエネルギー消費機器を指定し、その時点で商品化されている製品のうち最もエネルギー消費効率が優れたもの(トップランナー)の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して基準を定め、3～10年程度先に設定される目標年度までに販売する製品が当該基準を満たすことを求める。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 特定エネルギー消費機器ごとのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(告示)(平成24年度 電気冷蔵庫(業務用)、電気冷凍庫(業務用)、複合機、プリンター、電気温水機器の基準追加、乗用自動車、複写機の基準改定、平成25年度 三相誘導電動機、電球形LEDランプの基準追加)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):		
	平成25年度(執行ベース):		
	平成26年度(当初予算):		
今後の課題・方向性等	これまで当該施策を通じてエアコンで30%、テレビで30%、家庭用冷蔵庫で43%、電子レンジで11%などのエネルギー消費効率の向上が達成されてきた。今後も引き続きトップランナー制度の対象の拡大や基準の改定を進める。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	7	府省名	国土交通省、経済産業省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	建築物の省エネ性能の向上・低炭素化		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 「規制」、「評価・表示」、「インセンティブの付与」等により建築物の省エネ化を推進し、建築物でのエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 改正省エネ基準の普及・定着を図るとともに、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。更なる省エネ性能の向上を誘導するため、高い省エネ性能を有する低炭素認定建築物の普及促進を図る。建築物の環境性能・省エネ性能について、客観的で分かりやすい評価・表示制度の充実・普及を図る。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律】 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(平成25年度 外皮基準に加えて、設備性能や創エネ分も含めて総合的に評価する一次エネルギー消費量基準を導入[告示]) ・都市の低炭素化の促進に関する法律</p> <p>【税制】 ・非住宅建築物の省エネ投資促進税制</p> <p>【予算・補助】 ・住宅・建築物省CO2先導事業(平成24年度 12件、平成25年度 9件) ※非住宅建築物の採択件数 ・住宅・建築物省エネ改修等推進事業(平成24年度 683件、平成25年度 189件) ※非住宅建築物の採択件数 ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業(平成24年度 75件、平成25年度 97件) ※交付決定件数</p> <p>【普及啓発】 ・建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の開発・普及 ・建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の開発(H26年4月開始)</p> <p>これらの事業により、省エネ基準適合率は平成23年度では85%で推移している。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):		
	<ul style="list-style-type: none"> 〔・住宅・建築物省CO2先導事業 ・住宅・建築物省エネ改修等推進事業 <p>:16,685,318千円(※1 補正予算含む ※2 住宅・建築物含む ※3 事務費は除く)</p> <p>・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業:2,129,181千円</p>		
	平成25年度(執行ベース):		
施策等の予算額(千円)	<ul style="list-style-type: none"> 〔・住宅・建築物省CO2先導事業 ・住宅・建築物省エネ改修等推進事業 <p>:14,674,769千円(※1 H25は執行見込額 ※2 住宅・建築物含む ※3 事務費は除く)</p> <p>・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業:3,699,445千円</p>		
	平成26年度(当初予算):		
今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> 〔・住宅・建築物省CO2先導事業 ・住宅・建築物省エネ改修等推進事業 <p>:17,609,500千円の内数</p> <p>・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業:76億円の内数</p>		
	<p>当該施策は昭和54年の省エネ法制定以降、省エネ措置の届出を義務化し、順次対象を拡大するとともに、省エネ基準の強化を図ってきた。</p> <p>今後は、更なる省エネ化を促進するため、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年を目途に新築建築物について段階的に省エネ基準への適合義務化を行うこととしている。また、既存の建築物も含めて建築物の省エネ性能を表示するBELSの普及を図りつつ、引き続きインセンティブの付与等により省エネ促進を進めることとしている。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	8	府省名	経済産業省、環境省、総務省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	エネルギーマネジメントによるエネルギーの賢い消費の実現等		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 BEMS,HEMS,MEMS等のエネルギー管理システムの導入を支援し、普及拡大を促進する。</p> <p>【概要】 インフラとなるスマートメーターの整備を進め、2020年代早期に全世帯・全工場にスマートメーターを導入する。並行して、エネルギーマネジメントシステム(HEMS、BEMS等)の導入を進めるとともに、エネルギー消費データの利活用による取組を促進し、エネルギー消費の最適化を目指す。 供給側の状況に応じて需要者が電力需要を変化させるディマンド・リスポンスなど効率的なエネルギーマネジメントシステムを普及する。 また、上下水道・廃棄物処理・ICT等社会システムの整備に当たり、CO2排出の抑制のための技術等の導入を支援する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算・補助】 平成23年度3次補正エネルギー管理システム(BEMS・HEMS)導入促進事業費補助金(交付決定件数:平成24年度 BEMS:219件、HEMS:9549件、平成25年度 BEMS:2543件、HEMS:87374件) 平成26年度は平成25年度補正予算にてHEMS機器導入補助金事業を実施。</p> <p>-----</p> <p>【予算・補助】 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(平成25年度 5件) 省エネ型データセンター構築・活用促進事業(平成25年度 3件)</p> <p>-----</p> <p>【法律・基準】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物処理施設整備計画</p> <p>【予算・補助】 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業(平成15年度開始、平成32年度終了予定。平成24年度 4件、平成25年度5件 交付。平成26年度は2件の交付が内定しており、新規事業を別途公募中である。) 廃棄物熱回収施設設置者認定制度(平成23年度開始。平成24年度 4件、平成25年度 1件 認定。) 循環型社会形成推進交付金(平成24年度 48,135百万円の内数)による市町村の廃棄物発電施設の整備等の事業の支援</p> <p>これらの施策等により、以下の効果が得られた。 廃棄物発電(一般廃棄物)の電力量増分が平成24年度では825GWhであった。 また容器包装プラスチックの分別収集量が平成24年度では651千トンであり、その一部が原燃料利用されている。 設置された高効率廃棄物エネルギー利用施設等は平成24年度では計27件、平成25年度では計29件となった。 認定を受けた熱回収施設は、平成24年度では計12件、平成25年度には計13件となった。</p> <p>-----</p> <p>【予算・補助】 被災地域情報化推進事業(スマートグリッド通信インタフェース導入事業)(平成25年度予算まで、10自治体に対して補助) 東日本大震災の被災地域の地方公共団体等が、地域レベルでの高度なエネルギーマネジメントの実現のために必要となる通信用機器・設備等を導入する際、その費用の一部を補助する事業を実施。</p> <p>先進的ICT国際標準化推進事業(平成24年度～平成26年度) 地域コミュニティにおけるエネルギーマネジメントを実現するため、エネルギー情報集約拠点から通信ネットワークを経由して、各建物のエネルギー使用量をリアルタイムに把握するとともに、地域内全体でのエネルギーの需給状況に応じて、個々の建物におけるエネルギー使用量を高精度かつ高信頼で最適に制御するための情報通信技術の研究開発を実施。</p> <p>スマートグリッドの通信ネットワーク技術高度化実証事業(平成25年度) スマートグリッドの本格的な普及に伴い、通信ネットワークに大きな負荷がかかった場合でも、通信の安全性・信頼性を確保する通信ネットワーク技術を確立するための実証を実施。</p>		
	<p>平成24年度(執行ベース) 総務省 1,733,122千円(平成23年度3次補正予算 949,813千円を含む) 経産省 1,408,000千円 環境省 48,970百万円の内数</p>		

<p>施策等の予算額 (千円)</p>	<p>平成25年度(執行ベース) 総務省 774,322千円 経産省 12,562,000千円 環境省 基金7,600,000千円の内数及び66,533百万円の内数</p> <p>平成26年度(当初予算) 総務省 3,662,500千円の内数及び308,561千円の内数 環境省 基金9,400,000千円の内数及び43,879百万円の内数</p>
<p>今後の課題・方向 性等</p>	<p>CO2排出の抑制のための技術等の導入支援(上水道システム、省エネ型データセンター)については、平成25年度から当該施策を実施している。今後、普及拡大を図るため取組の一層の推進を図る必要がある。</p> <p>これまで本事業により、毎年平均約2万t-CO2/年削減相当の廃棄物発電施設を設置し、2012年の全国の産業廃棄物の発電増加量は2007年比で約1.537GWh増(約85万t-CO2相当)となった。一方、廃棄物熱利用施設数は2012年に2007年比で1.2倍程度であり、引き続き廃棄物熱エネルギー利用施設の導入を進める必要がある。廃棄物発電については、今後、ごみ処理の広域化、施設の改良等による更なる高効率化を推進する必要がある。なお、廃棄物の排出抑制の進展や容器包装リサイクル制度の参加市町村の増加が発電量を押し下げること踏まえ、対策・施策の効果に対するより適切な評価が可能な指標の利用について検討する必要がある。また、容器包装リサイクル法に参加する市町村によって分別収集されたプラスチック製容器包装についても、材料リサイクルで発生した残渣やケミカルリサイクルで炭化水素油等にならなかったものを対象としたエネルギー化の更なる高効率化を図ることが課題。</p> <p>総務省としては、今後も通信の観点からエネルギー・マネジメントシステムに関する取組を引き続き推進。</p>

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	9	府省名	全省庁
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a), b)
施策等の名称	公的機関の率優先的取組		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月9日法律第117号)に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府の実行計画)」(平成19年3月30日閣議決定)及びこれに基づく各府省実施計画に基づき目標達成に向けて必要な措置を実施する。国及び独立行政法人等で、温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等への需要の転換を促すとともに、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施する。</p> <p>【概要】 政府は、新たな地球温暖化対策計画に則した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進し、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等に取り組む。国及び独立行政法人等で、温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等を率先調達するとともに、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>○平成24年度及び平成25年度において、政府の実行計画及びこれに基づく各府省実施計画に基づき、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等に取り組んだ。</p> <p>○政府の実行計画で定められた、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの2010年度から2012年度までの総排出量の平均を8%削減(2001年度を基準)するという目標に対し、平成24年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は、1,572,352 tCO₂となった(基準年比21.3%減少)。また、平成22～24年度における温室効果ガス排出量の実績平均値は、1,534,084 tCO₂となり、基準年度における総排出量の推計に比べ23.2%減少し、目標を達成した。(なお、平成25年度における温室効果ガス排出量については今後点検を行う予定。)</p> <p>○国及び独立行政法人等の各機関においては、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)」に基づき、電力、自動車等を中心に温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施するとともに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づき、267品目の特定調達品目等の環境物品等の率優先的調達を行った。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): -</p> <p>平成25年度(執行ベース): -</p> <p>平成26年度(当初予算): -</p>		
今後の課題・方向性等	<p>東日本大震災以降に電気事業者排出係数が悪化していることから、現行の政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進するためには、今後も一層の節電・省エネ対策を実施するなどの対策強化が必要。また、例えば、来庁者への低公害車の優先利用や簡易ESCO診断の実施、高効率給湯器や給湯器へのエコマイザー導入、職員に対する研修などの取組が遅れていることから、引き続き温室効果ガスの排出削減等に取り組むことが重要である。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	10	府省名	国土交通省、経済産業省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	住宅の省エネ性能の向上・低炭素化		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 「規制」、「評価・表示」、「インセンティブの付与」等により住宅の省エネ化を推進し、住宅でのエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 改正省エネ基準の普及・定着を図るとともに、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。その環境整備のため、住宅供給の担い手である中小工務店・大工の省エネ設計・施工技術の習得支援や省エネ性能の評価・審査体制の整備を進める。更なる省エネ性能の向上を誘導するため、高い省エネ性能を有する低炭素認定住宅の普及を促進する。住宅(既存住宅含む)の省エネ性能について、客観的で分かりやすい評価・表示制度の充実・普及を図る。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律】 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(平成25年度 外皮基準に加えて、設備性能や創エネ分も含めて総合的に評価する一次エネルギー消費量を導入) ・都市の低炭素化の促進に関する法律</p> <p>【税制】 ・認定低炭素建築物に対する税制上の支援 ・住宅の省エネ改修工事に対する税制上の支援</p> <p>【予算・補助】 ・住宅・建築物省CO2先導事業(平成24年度 7件、平成25年度 9件) ※住宅の採択件数 ・住宅・建築物省エネ改修等推進事業(平成24年度 573件、平成25年度 538件) ※住宅の採択件数 ・ゼロ・エネルギー住宅推進事業(平成24年度 1,320件、平成25年度 1,184件) ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業(平成24年度 443件、平成25年度 1,055件) ※予約決定件数</p> <p>【融資】 ・(独)住宅金融支援機構のフラット35S(平成24年度 72,571件、平成25年度 57,318件)</p> <p>【その他】 ・住宅省エネ施工技術講習会(平成24年度 1.1万人、平成25年度 2.3万人) ※講習会の参加人数</p> <p>これらの事業により、省エネ基準適合率が平成23年度では49%にまで増加した。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物省CO2先導事業 ・住宅・建築物省エネ改修等推進事業 ・ゼロ・エネルギー住宅推進事業 	:18,304,035千円 (※1 補正予算含む ※2 住宅・建築物含む ※3 事務費は除く)
	平成25年度(執行ベース):	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物省CO2先導事業 ・住宅・建築物省エネ改修等推進事業 ・ゼロ・エネルギー住宅推進事業 	:16,570,869千円(※1 H25は執行見込額 ※2 住宅・建築物含む ※3 事務費は除く)
	平成26年度(当初予算):	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物省CO2先導事業 ・住宅・建築物省エネ改修等推進事業 ・ゼロ・エネルギー住宅推進事業 ・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業 	:17,609,500千円の内数 :76億円の内数
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は昭和54年の省エネ法制定以降、省エネ措置の届出を義務化し、順次対象を拡大するとともに、住宅エコポイントの効果と併せて省エネ基準適合率は約5割まで増加した。</p> <p>今後は、更なる省エネ化を促進するため、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年を目途に新築建築物について段階的に省エネ基準への適合義務化を行うこととしている。なお、住宅については中小工務店・大工の省エネ設計・施工技術の習得支援を継続しながら、環境整備を図っていく必要がある。さらに、既存住宅の省エネ性能の評価・表示の基準検討を進めるとともに、引き続きインセンティブの付与等により省エネ促進を進めることとしている。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	11	府省名	経済産業省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	コージェネレーション・家庭用燃料電池の普及促進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 家庭用燃料電池の導入を推進することにより、家庭におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出量を削減する。</p> <p>【概要】 電気と熱を同時に生み出し使用することで、発電や給湯など、エネルギーをより効率的に消費することが可能となるため、家庭用燃料電池の普及を促進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>民生用燃料電池(エネファーム)導入支援補助金(平成25年度～)</p> <p>平成21年度から世界に先駆けて本格販売が開始され、省エネやCO2削減に寄与する家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(「家庭用燃料電池システム」)の早期の自立的な普及を目指し、導入費用の一部を補助(平成21年度～)。</p> <p>これまでに、補助金の交付を受け7.8万台が普及(26年6月現在)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 9,540,000		
	平成25年度(執行ベース): 2,056,000		
	平成26年度: (平成25年度補正予算2,000,000の内数)		
今後の課題・方向性等	引き続き家庭用燃料電池の導入を推進することにより、家庭におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出量を削減していく。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	12	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	その他の支援措置		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 産業部門・業務部門・家庭部門等における低炭素なライフスタイルへの変革の促進。</p> <p>【概要】 企業等に対するCO2削減ポテンシャル診断、家庭におけるCO2排出量の「見える化」、家庭向けエコ診断の推進による低炭素行動の促進等により、低炭素なライフスタイルへの変革の促進に取り組む。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算・補助】 家庭エコ診断推進基盤整備事業(平成23年度開始、平成23年度約8000件、平成24年度約10000件、平成25年度約15000件) HEMS活用によるCO2削減ポイント構築推進事業(平成24年度開始、約1400世帯のデータを収集・分析) 経済性を重視したCO2削減対策支援事業(平成22年度開始、累積350件) 温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業(平成25年度補正予算より開始、380件予定)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 200,000千円(家庭エコ)、140,000千円(HEMS)、250,000千円の内数(経済性)		
	平成25年度(執行ベース): 450,000千円(家庭エコ)、80,000千円(HEMS)、250,000千円の内数(経済性)、1,280,000千円の内数(中小事業者)		
	平成26年度(当初予算): 320,000千円(家庭エコ後継)、94,000千円(HEMS)、750,000千円の内数(経済性)		
今後の課題・方向性等	CO2排出実態の把握及び実態を踏まえた対策支援により、低炭素なライフスタイルへの変革の促進に向けて今後より一層の取組の推進を図る。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	13	府省名	国土交通省、経済産業省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	環境負荷の少ない自動車の普及・使用の促進(自動車単体対策)		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 燃費基準により、引き続き車両の性能向上を図ると共に、エネルギー効率に優れた次世代自動車(ハイブリッド自動車(HEV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)、クリーンディーゼル車(CDV)等)の導入を支援し普及拡大を促進することにより、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 EVについて、充電インフラの整備を促すことに加えて、量産効果創出と価格低減促進のための車両購入補助や、航続距離延長や低コスト化のための研究開発支援などを行う。2015年の燃料電池自動車の市場投入に向けて、燃料電池自動車や水素インフラに係る規制を見直すとともに、水素ステーションの整備を支援する。それらにより、エネルギー効率に優れた次世代自動車等の導入を支援し普及拡大を促進する。また、燃費基準(トップランナー基準)等により、引き続き車両の性能向上を図る。ガソリン自動車等に対する燃費性能に応じた税制優遇措置を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律】 ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第78条第1項(平成32年度燃費基準の策定) 乗用自動車等を製造又は輸入する事業者に対して、燃費基準を遵守する義務を課し、目標年度に向けて燃費の改善を促す。 ○「容器保安規則機能性基準の運用について」 (平成25年度 燃料電池自動車用の70MPaで水素を充填する容器の技術基準の策定) ○「容器保安規則」及び「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」 (平成25年度 当該容器の再検査期間の延長や表示の見直しによる改正)</p> <p>【税制】 ○環境対応車の購入・保有に対する税制上の支援(エコカー減税、グリーン化特例)</p> <p>【予算・補助】 ○環境対応車普及促進補助金(平成14年度開始、平成24年度 1,158台、平成25年度 977台) 運送事業者がCNG車両・ハイブリッド車両を導入する際の購入価格等又はCNG車両へ改造する際の改造費の一部補助 ○地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速的普及促進事業 (平成24年度開始、平成24年度 48件、平成25年度 57件) 地方公共団体や運送事業者が電気自動車・充電施設を導入する際の購入価格の一部補助 ○超小型モビリティ導入促進事業(平成24年度開始、平成25年度 831台) 地方公共団体等が超小型モビリティを活用したまちづくりを実施する際の車両購入価格・事業計画立案等の費用の一部補助 ○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 当該車両の価格と同格のガソリン自動車の価格の差額の一部補助 ○次世代自動車充電インフラ整備促進事業(平成24年度補正予算) 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の設置に対する補助の拡充 ○水素供給設備整備補助事業(平成25年度～) 水素供給設備における整備費用の一部補助</p> <p>上記補助金等により、新車販売台数に占める環境対応車の割合が平成24年度では21.2%、平成25年度には23.2%にまで増加した。</p> <p>【技術開発】 ○革新型電池、リチウムイオン電池の研究開発 2030年に500Wh/kgの蓄電池開発を見通すことができる革新型蓄電池の実用化に向けた基礎的研究や、それに資する材料の革新、先端解析技術を駆使した反応メカニズムの解明を実施。 また、リチウムイオン電池については、EV用途としてエネルギー密度250kwh/kg・出力密度1500w/kg、PHEV用途としてエネルギー密度200wh/kg・出力密度2500w/kgの電池パックを2020年代に実用化する技術開発を実施。</p>		

施策等の予算額 (千円)	平成24年度(執行ベース): 122,179,025千円
	平成25年度(執行ベース): 6,306,775千円(一部確定未了)
	平成26年度(当初予算): 43,900,568千円
今後の課題・方向性等	<p>引き続き、環境性能に優れた自動車に対する導入インセンティブを設けることにより、環境対応車の更なる普及促進を図ることとする。</p> <p>○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 電気自動車等の次世代自動車の初期需要創出と、量産効果による価格低減促進のため、引き続き補助を実施する。</p> <p>○革新型電池、リチウムイオン電池の研究開発 革新型蓄電池については、既に実施された中間評価の結果も踏まえ電池内部の反応メカニズムを解明及び2030年に従来の5倍のエネルギー密度(500Wh/kg)を見通せる300Wh/kgの蓄電池の検証に向けて研究開発を実施する。</p> <p>リチウムイオン電池については、今後実施される中間評価の結果を踏まえて、2020年以降に実用化を目指すエネルギー密度(250Wh/kg)や出力密度(1,500Wh/kg)を満たす車載用蓄電池の開発に向けた研究開発を実施する。</p> <p>○充電インフラの整備 電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)の更なる普及には、充電インフラの整備が不可欠であり、引き続き、全国47都道府県と密に連携し、積極的に取り組んでまいりたい。</p> <p>○規制見直し 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)に基づく規制見直しについて、引き続き計画どおり見直しを推進する。</p>

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	14	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	国内における温室効果ガス削減の取組	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	自動車走行形態の環境配慮化・道路交通流対策		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 環状道路等幹線道路ネットワークの整備や高度道路交通システム(ITS)、自転車道等の整備の推進により、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 二酸化炭素の排出抑制に資する環状道路等幹線道路ネットワークを整備するとともに、高速道路上に設置したITSスポットを活用し、渋滞情報などの適切な経路選択に効果的な情報提供を実施する。また、道路空間の再配分により、自転車の走行空間を整備する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算・補助】 道路整備費等により、環状道路等幹線道路ネットワークの整備や交差点の立体化等の整備、路上工事の縮減、開かずの踏切対策等交通流の円滑化を推進。さらに、道路空間の再配分などによる安全で快適な自転車ネットワークの整備や、道路ネットワークを賢く使う観点から高速道路の料金施策の効果的な運用、適切な経路選択に効果的な高度道路交通システム(ITS)の推進を実施。</p> <p>【普及啓発】 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の策定(国土交通省道路局 警察庁交通局 平成24年11月)</p> <p><対策指標の推移> ○高速道路交通システム(ITS)の推進(ETC) ETC利用率が平成24年度では88%、平成25年度には89%</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 道路整備費 1,325,114百万円の内数		
	平成25年度(執行ベース): 道路整備費 1,332,676百万円の内数		
	平成26年度(当初予算): 道路整備費 1,356,151百万円の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き、現行の取組を実施する。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	15	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	公共交通機関の利用促進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 鉄道やバスの利便性向上、エコ通勤等の普及促進により、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 鉄道事業における鉄道新線整備(LRTの導入等)や既存鉄道利用促進(乗り継ぎ情報提供システムの導入等)、自動車事業におけるバス利用促進(BRTやバスロケーションシステムの導入等)に対する補助や税制優遇措置を行い、地域における公共交通ネットワークの再構築や利用者の利便性の向上を図る。また、身近な環境対策として、エコ通勤の普及を促進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【税制】 (鉄道新線整備・既存鉄道利用促進) ・都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る特例措置 (鉄道施設等:固定資産税・都市計画税 鉄道・運輸機構が整備したトンネル:固定資産税) ・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置(固定資産税) ・新設された変電所に係る償却資産の特例措置(固定資産税) ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車の特例措置(固定資産税) ・鉄道駅のバリアフリー化促進のためのホームドアシステム及びエレベーターに係る特例措置(固定資産税・都市計画税) (バス利用促進) ・バリアフリー対応車両に係る特例措置(自動車重量税、自動車取得税)</p> <p>【補助事業】 (鉄道新線整備・既存鉄道利用促進) ・都市鉄道整備事業(平成24年度 9件 平成25年度 12件) ・都市鉄道利便増進事業(平成24年度 1件 平成25年度 1件) ・幹線鉄道等活性化事業(平成24年度 3件 平成25年度 6件) ・鉄道駅総合改善事業(平成24年度 3件 平成25年度 4件) ・地域公共交通確保維持改善事業(鉄道駅のバリアフリー化、LRT車両・ICカードの導入等) (平成24年度 107件 平成25年度 91件) (バス利用促進) ・地域公共交通確保維持改善事業(ノンステップバス、ICカード、バスロケーションシステムの導入等) (平成24年度 142件 平成25年度 156件)</p> <p>上記のほか、鉄道・バス等の地域公共交通について、地域公共交通確保維持改善事業において、地域ぐるみの利用促進の取組みに対する支援を実施。(平成25年度 14件)</p> <p>【普及啓発】 1. 通勤交通マネジメント(MMによるエコ通勤) (1) エコ通勤優良事業所認証制度を創設し、645事業所を認証</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): ・都市鉄道整備事業費補助 19,217百万円 ・都市鉄道利便増進事業費補助 4,863百万円の内数 ・幹線鉄道等活性化事業費補助 919百万円の内数 ・鉄道駅総合改善事業費補助 339百万円 ・地域公共交通確保維持改善事業 27,970百万円の内数</p> <p>平成25年度(執行ベース): ・都市鉄道整備事業費補助 16,815百万円 ・都市鉄道利便増進事業費補助 5,287百万円の内数 ・幹線鉄道等活性化事業費補助 1,201百万円 ・鉄道駅総合改善事業費補助 479百万円 ・地域公共交通確保維持改善事業 31,049百万円の内数</p> <p>平成26年度(当初予算): ・都市鉄道整備事業費補助 12,358百万円 ・都市鉄道利便増進事業費補助 5,760百万円の内数 ・幹線鉄道等活性化事業費補助 970百万円 ・鉄道駅総合改善事業費補助 496百万円 ・地域公共交通確保維持改善事業 30,560百万円の内数 ・低炭素化に向けた公共交通利用転換事業 650百万円の内数</p>		

今後の課題・方向性等	鉄道やバスの利便性向上・エコ通勤等の普及促進により、引き続き公共交通機関の利用促進を図る。
------------	---

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	16	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 エネルギー効率の良い鉄道・船舶・航空機の開発・導入促進により、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 エネルギー消費効率の良い車両の導入や、鉄道施設への省エネ設備や再生可能エネルギーの導入等に対し支援を行うエコレールラインプロジェクト等を推進する。スーパーエコシップの建造を推進するとともに、省エネ機器を搭載した船舶への代替建造を推進する。航空機の運航方式の効率化を促進するとともに、GPU(地上動力装置)の利用促進など、空港施設の低炭素化を促進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準 等)</p> <p>【税制】 ・低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置(固定資産税5年間2/3(中小民鉄等は5年間3/5))</p> <p>【予算・補助】 ・低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(環境省連携事業)(平成25年度開始、平成25年度55件) ・エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費(環境省連携事業)(平成25年度開始、平成25年度1件)</p> <p>【技術開発】 ・鉄道技術開発費補助金(昭和62年度開始、平成24年度3件、平成25年度2件)</p>		
	<p>【法律・基準】 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 すべての輸送事業者在省エネに対する取り組みを求めるとともに、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者在省エネ計画の作成、エネルギー消費量等の定期報告等を義務づける。</p> <p>【普及啓発】 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用したスーパーエコシップの建造支援等を2005年度から実施</p>		
	<p>【法律・基準】 ・省エネルギー法の航空事業者への適用 すべての輸送事業者在省エネに対する取り組みを求めるとともに、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者在省エネ計画の作成、エネルギー消費量等の定期報告等を義務づける。</p> <p>【その他】 航空交通システムの高度化の一環として、広域航法(RNAV: aReaNAVigation)の導入を順次拡大するとともに、エコエアポートの推進の一環として、地上動力装置(GPU: Ground Power Unit)の利用推進等を実施した。</p> <p>これらの事業により、エネルギー消費原単位(L/人キロ)が平成7年度比で平成24年度では19%、平成25年度には21%にまで改善した。</p>		
施策等の予算額	平成24年度(執行ベース): ・鉄道技術開発費補助金: 646,000千円の内数		
	平成25年度(執行ベース): ・低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(環境省連携事業): 1,072,134千円 ・エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費(環境省連携事業): 28,817千円 ・鉄道技術開発費補助金: 593,746千円の内数		
	平成26年度(当初予算): ・低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(環境省連携事業): 9,400,000千円の内数 ・エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費(環境省連携事業): 4,000,000千円の内数 ・鉄道技術開発費補助金: 556,112千円の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き、予算・税制・法律等により鉄道・船舶・航空の低炭素化を推進していく。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	17	府省名	国土交通省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	物流の効率化・モーダルシフトの推進等		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 トラック輸送の効率化、鉄道や内航海運へのモーダルシフトの推進等により、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 大型CNGトラック等、トラック車両の大型化や、物流事業者等による地域内での共同輸配送を促進する。また、大型トラックからの転換に効果的である大型(31ft)コンテナの導入やエコレールマークの推進等による貨物鉄道へのモーダルシフトの促進や、国際物流ターミナル等の整備による国際貨物の陸上輸送距離削減、トラック運転台と切り離し可能なトレーラーの導入やエコシップマークの活用等による内航海運へのモーダルシフトの促進を行う。さらに、荷主と物流事業者のパートナーシップの更なる強化を図ることにより、更なる環境負荷の低減を目指すほか、海上・陸上物流の結節点である港湾において、荷役機械等の省エネルギー化の促進や、再生可能エネルギーの導入円滑化及び利活用等を推進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【税制】 ・JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る特例措置(H10年度開始 固定資産税 5年間3/5) ・鉄道事業における特定の事業用資産の買換等の特例措置(H8年度開始 法人税 土地譲渡益の範囲内で買換資産価額の80%を圧縮記帳) ・船舶の特別償却制度(S26年度開始 H24年度実績:8隻、H25年度実績:14隻) ・特定資産の買換特例制度(S49年度開始 H24年度実績:9隻、H25年度実績:9隻)</p> <p>-----</p> <p>【予算・補助】 ・モーダルシフト等促進事業(H23年度開始 H24年度:18件採択 H25年度:16件採択) ・鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業(H24年度開始 H24年度:4件採択 H25年度:3件採択) ・物流の低炭素化促進事業(H25年度開始 H25年度:35件採択) ・海上交通の低炭素化等総合事業(H21年度開始) ○低炭素化改造等事業(H24年度実績:33隻、H25年度実績:11隻) ○内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業(H24年度実績:39台) ・国際物流ターミナル等の整備の推進 ・災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業(H24年度開始 H24年度:11件採択 H25年度:7件採択)</p> <p>-----</p> <p>【融資】 ・鉄道無利子貸付(H23年度開始)</p> <p>-----</p> <p>【普及啓発】 ・グリーン物流パートナーシップ会議(H17年度開始 H24年度表彰案件:2件 H25年度表彰案件:5件) ・エコレールマークの普及・促進(H17年度開始 H26年2月現在 商品138件(192品目)、企業83社を認定) ・エコシップマークの普及・促進(H20年度開始 H25年度 荷主9社、物流事業者10社を認定)</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース):997,000千円等</p> <p>平成25年度(執行ベース):7,600,000千円の内数 等</p> <p>平成26年度(当初予算):9,400,000千円の内数 等</p>		
今後の課題・方向性等	<p>物流部門における二酸化炭素排出量は、京都議定書目標達成計画の基準年(平成2年)と比較すると平成24年度で20.1%減と、着実に効果を上げている。今後、新たな地球温暖化対策計画の策定は、平成25年3月15日に地球温暖化対策推進本部にて決定された「当面の地球温暖化対策に関する指針」とおり、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同程度以上の取組を推進するものとしている。その上で、一層の物流の効率化を目指し、鉄道や内航海運へのモーダルシフトや輸送効率の向上等、関係者の協力による更なる環境負荷の低減に向けた取り組みを推進する。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	18	府省名	経済産業省、環境省、農林水産省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	再生可能エネルギー発電の導入促進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 陸上及び洋上風力、太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの徹底活用を図り、エネルギー供給に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度を着実かつ安定的に運用する。 ・風力発電の拡大を図るため、環境影響評価の迅速化や保安規制の合理化を始めとした規制・制度改革を進めるとともに、系統用大型蓄電池の緊急導入や北本連系設備の早期増強を後押しするための環境整備、送電網の整備・実証等を行う。 ・地熱発電への投資を促進するため、環境影響評価の迅速化や、既存の温泉井戸を活用した小型地熱発電の推進のための保安規制合理化などの規制・制度改革、地域の方々の理解促進等に取り組む。 ・再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築等を進めつつ、2018年までに約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。都市型バイオマスである下水汚泥のエネルギー化について、施設整備への補助、技術実証等を行う。 ・浮体式洋上風力発電について、2015年度までに、実証試験を通じて技術的課題の克服と安全性・信頼性・経済性の評価、環境アセスメント手法の確立等を達成する。併せて、国際標準化を進め、2018年頃までの商業化を目指す。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>固定価格買取制度</p> <p>【法律】〈経済産業省〉 平成24年7月より固定価格買取制度を開始。本年4月11日、第4次「エネルギー基本計画」が閣議決定された。再生可能エネルギー特別措置法の附則第10条に基づき、変更後の「エネルギー基本計画」の内容を踏まえ、再生可能エネルギー施策の総点検と必要な追加施策の検証を実施する。 平成25年度末までで、再生可能エネルギー発電設備の導入量が約4割増加。</p> <p>技術開発</p> <p>【予算・補助】〈環境省〉 CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業(平成25年度開始、平成25年度:27件) 地球温暖化対策技術開発等事業(平成16年度開始、平成24年度:65件、平成25年度:31件)</p> <p>風力</p> <p>【予算・補助】〈環境省〉 洋上風力発電実証事業(平成25年度:国内初の2MWの浮体式洋上風力発電の運転を開始)</p> <p>地熱</p> <p>【予算・補助】〈環境省〉 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業(平成26年度開始)</p> <p>小水力</p> <p>【予算・補助】〈農林水産省〉 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 ・平成24年度:小水力等発電施設の導入可能性の検討を全国で81件実施 ・平成25年度:小水力等発電施設の導入可能性の検討を全国で762件実施</p> <p>バイオマス</p> <p>バイオマス産業都市</p> <p>【予算・補助】〈農林水産省〉 地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市を平成25年6月に8地区、平成26年3月に8地区の計16地区を選定し、平成26年度までに延べ19件の施設整備に対して支援を実施。</p> <p>【予算・補助】〈環境省〉 バイオ燃料導入加速化事業(平成25年度終了) バイオ燃料利用体制確立促進事業(平成26年度開始) 木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(平成25年度開始、平成25年度:FS調査11件・実証事業6件)</p>		

	<p>海洋エネルギー</p> <p>【予算・補助】〈環境省〉 潮流発電実用化推進事業(平成26年度開始)</p> <p>農山漁村再生可能エネルギー法関連</p> <p>【法律】〈農林水産省〉 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(農山漁村再生可能エネルギー法。平成25年11月成立、平成26年5月施行)</p> <p>【予算・補助】〈農林水産省〉 ・農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち農村漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業(平成24年度 14件(うち5件稼働))(平成24年度で終了) ・地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業(平成24年度補正 3件(うち1件稼働))(平成25年度で終了) ・農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業(平成25年度開始、平成25年度26件)(平成29年度で終了予定) 平成26年度は平成25年度からの継続分を15件、平成26年度からの新規分を24件採択している。</p> <p>環境影響評価</p> <p>【法律・基準】〈環境省〉 ・環境影響評価法(平成9年法律81号) ・風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標(全体で45日程度に短縮)を設定した。 ・風力発電に対する環境影響評価方法書及び環境影響評価準備書に係る都道府県等の審査期間短縮に係る取組を促進するため、①都道府県の環境影響評価担当部局に対し、「風力発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)」(平成25年6月20日)を发出、②風力発電に関する環境省の審査のポイント等を整理した「風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて」(平成25年7月5日)や、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(平成25年6月)を公表した。</p> <p>【予算・補助】〈環境省〉 ・風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報を収集整備するモデル地区を拡大し、自治体からの公募を行いながら実施している。また、平成26年5月に、環境省の「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」で収集した環境基礎情報等を事業者や自治体担当者等が利用しやすいようにGISデータで提供するデータベースシステムを公開した。</p>
<p>施策等の予算額 (千円)</p>	<p>平成24年度(執行ベース): 8,758,744千円 平成25年度(執行ベース): 16,75,987千円 平成26年度(当初予算): 26,800,403千円</p>
<p>今後の課題・方向性等</p>	<p>○固定価格買取制度 固定価格買取制度等の再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度について、コスト負担増や系統強化等の課題を含め諸外国の状況等も参考に、再生可能エネルギー源の最大の利用の促進と国民負担の抑制を、最適な形で両立させるような施策の組合せを構築することを軸として、法律に基づき、エネルギー基本計画改定に伴い総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。</p> <p>○環境省 2020年度の温室効果ガス排出量を2005年度比で3.8%削減との目標に向け、再生可能エネルギーを中核とした「自立・分散型」の低炭素エネルギー社会の実現を目指し、取り組みを加速化していく。</p> <p>○小水力 当該施策は、平成24年度より実施しているところであり、引き続き、小水力等発電施設の計画的整備を促進する。</p> <p>○農山漁村再生可能エネルギー法 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を推進するため、農山漁村再生可能エネルギー法の枠組みや各種予算措置等の活用を積極的に促進する。</p> <p>○環境影響評価 再生可能エネルギー導入促進に資するよう、引き続き上記施策を着実に実施するとともに、関係機関と連携して、質の高い環境影響評価の迅速化に取り組んでいく。</p>

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	19	府省名	経済産業省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	火力発電の高効率化①		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 環境省と経済産業省が合意した環境影響評価の明確化・迅速化を踏まえ、高効率火力発電について、環境に配慮しつつ導入を進めるとともに、技術開発を推進し、発電効率の更なる向上を目指す。</p> <p>【概要】 環境影響評価においては、事業者が利用可能な最新鋭の技術を採用しているか、国の目標・計画との整合性を持っているかについて、必要かつ合理的な範囲で国が審査する。また、環境影響評価に要する期間を、リプレースの場合は従来3年程度かかるところを最短1年強に短縮するとともに、新增設の場合も短縮化に取り組む。また、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の計画・目標の策定と併せて、国の目標と整合的な形で、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む自主的枠組の構築を促す。あわせて、先進超々臨界圧火力発電、石炭ガス化燃料電池複合発電、1700度級のLNGガスタービンの実用化を目指した技術開発を推進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 ・環境影響評価法(平成9年法律81号) ・東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ(平成25年4月経済産業省・環境省) ・発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)(平成24年11月)</p> <p>平成25年度は火力発電所の環境影響評価準備書4件(石炭火力1件、天然ガス火力3件)について、平成26年度は7月までに計画段階環境配慮書5件(石炭火力4件、天然ガス火力1件)について審査を行った。また、最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況を規模や燃料種に応じて整理した「BATの参考表」について、平成26年5月に更新した。</p> <p>【税制】 コンバインドサイクル発電ガスタービンに対する税制上の支援(グリーン投資減税)</p> <p>【予算・補助】 ※事業終了年度は予定 ・先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金(平成20年度開始、平成28年度終了予定) ・石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金(平成24年度開始、平成33年度終了予定) ・高効率ガスタービン技術実証事業費補助金(平成24年度開始、平成32年度終了予定)</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース)： 8,153,704</p> <p>平成25年度(執行ベース)： 18,270,203</p> <p>平成26年度(当初予算)： 23,228,000</p>		
今後の課題・方向性等	<p>・高効率火力発電については、平成25年8月に関西電力管内で1600度級LNG火力の初号機が、12月には東京電力管内で60万kW級と100万kW級の石炭火力(USC)が運転を開始した。さらに、これに引き続き、福島県において、大型石炭ガス化複合発電(IGCC)実証設備の環境影響評価手続が本年5月に開始されるなど、世界最先端の高効率火力発電の導入が続々と進んでいる。</p> <p>・個々の技術の課題 ○A-USCについて2020年代の実用化を目指す。(発電効率：現状39%程度→改善後46%程度) ○1,500度級のIGCCについて、2020年代の実用化を目指す。(発電効率：現状39%程度→改善後46%程度) ○IGFCについて、2025年までに技術を確立し、2030年代の実用化を目指す。(発電効率：現状39%程度→改善後55%程度) ○LNG火力について、2020年頃までに1,700度級ガスタービンの実用化を目指す。(発電効率：現状52%程度→改善後57%程度)</p> <p>・その他の取組 今後は、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の計画・目標の策定と併せて、電力業界全体の自主的な枠組みの構築を促すこととしている。また、個別事業の環境影響評価手続において、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ(平成25年4月経済産業省・環境省)に沿って引き続き必要かつ合理的な範囲で審査を行っていくこととしている。 環境影響評価に要する期間を、リプレースの場合は従来3年程度かかるところを最短1年強に短縮するとともに、新增設の場合も短縮化に取り組む。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	19	府省名	経済産業省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	火力発電の高効率化②		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 環境省と経済産業省が合意した環境影響評価の明確化・迅速化を踏まえ、高効率火力発電について、環境に配慮しつつ導入を進めるとともに、技術開発を推進し、発電効率の更なる向上を目指す。</p> <p>【概要】 二酸化炭素回収・貯留(CCS)については、2020年頃の実用化を目指した技術開発の加速化を図るとともに、CCS導入の前提となる貯留適地調査についても早期に結果が得られるよう取り組む。また、商用化を前提に、2030年までに石炭火力にCCSを導入することを検討するとともに、貯留適地調査や商用化の目処も考慮しつつCCS Readyに関して事業者に求める内容の整理を行った上で、できるだけ早期にCCS Readyの導入を検討する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 ・東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ(平成25年4月経済産業省・環境省) CCS Readyに関して事業者に求める内容について検討を行った。</p> <p>【予算・補助】 ※事業終了年度は予定 ・二酸化炭素削減技術実証試験事業(平成21年度～平成32年度) 実証試験に必要な試験設備の設計を行うとともに、2地点の観測井掘削を完了し、地層のサンプリング調査等を実施した。 ・二酸化炭素回収・貯蔵安全性評価技術開発事業(平成23年度～平成27年度) 我が国特有の地質構造の特性を把握するための手法の開発、地下に圧入したCO₂の挙動の解析技術の開発、及び圧入したCO₂が周囲の環境に与える影響の解析手法の開発を行った。 ・二酸化炭素回収技術高度化事業(平成22年度～平成26年度) 常圧ガスからのCO₂分離回収については、世界トップクラスのCO₂吸収容量を有する固体吸収材を開発した。 高圧ガスからのCO₂分離回収については、目標とする分離性能を達成するCO₂分離膜を開発した。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース)： 8,153,704</p> <p>平成25年度(執行ベース)： 18,270,203</p> <p>平成26年度(当初予算)： 23,228,000</p>		
今後の課題・方向性等	<p>CCSについては、平成26年度より、経済産業省と環境省の連携事業として、CCS導入の前提となる二酸化炭素貯留適地を特定するため、我が国周辺水域において、広域的な概査(2次元弾性波探査)等を実施し、貯留性能、遮蔽性能、地質構造の安定性、海洋環境保全等の観点から、二酸化炭素の貯留に適した地点の抽出を進めることとしている。また、同じく平成26年度より、環境省において、環境に配慮したCCSの適切かつ円滑な導入に向けて、二酸化炭素を分離回収するアミン系吸収液の環境負荷の評価、シャトルシップを活用した輸送・貯留の技術・トータルシステムの検討、円滑な導入手法の検討等を進めることとしている。なお、継続事業については、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 二酸化炭素削減技術実証試験事業 平成28年度からのCO₂圧入に向け、引き続き実証試験に必要な試験設備の設計・建設等を進めるとともに、安全性評価やコストの低減等に係る技術開発を実施する。 2. 二酸化炭素回収・貯蔵安全性評価技術開発事業 開発した各解析手法の検証を行うとともに、その結果をもとに解析手法の改良を行い、より信頼性の高い手法を確立する。 3. 二酸化炭素回収技術高度化事業 実際の発電システムでの連続運転試験を通じて最適な材料・プロセスの検討・改良を行い、常圧については1t-CO₂あたり2000円台、高圧ガスについては1t-CO₂あたり1500円台のCO₂分離・回収コストを目指す。 		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	20	府省名	経済産業省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	混合セメントの利用拡大		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 セメントの中間製品であるクリンカに高炉スラグ等を混合したセメントの生産割合・利用を拡大し、クリンカの生産量を低減することにより、セメント生産工程における二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づき国等が行う公共工事において混合セメントの率先利用を図る。 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、混合セメント等を用いた低炭素建築物を認定する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針(2001年2月閣議決定:混合セメントを環境物品に指定) ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(2000年5月31日公布、2001年4月1日施行:特定調達品目に追加) ・都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)(2012年9月5日公布、2012年12月4日施行:認定基準の選択的項目に指定)</p> <p>【普及啓発】 ・グリーン購入法基本方針ブロック別説明会 ・混合セメント普及拡大方策に関する調査及び調査結果の普及(2008年調査実施)</p> <p>【施策の効果】 2005年度をピークに低下していた混合セメント調達率が、施策開始の次年度である2009年度から上昇に転じたことから、上記施策は一定の効果があったと判断する。 対策評価指数については、2011年度20.3%、2012年度21.0%となっており、当初の目標を若干下回っている。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース):なし</p> <p>平成25年度(執行ベース):なし</p> <p>平成26年度(当初予算):なし</p>		
今後の課題・方向性等	<p>05年度をピークに低下していた混合セメント調達率が施策開始の次年度である09年度から上昇に転じたことから、上記施策は一定の効果があったと判断する。 一方、対策評価指数については当初の目標を若干下回っている。 混合セメントは一般的に広く普及しているポルトランドセメントと異なり、初期強度の発現が遅い、条件によってはひび割れ発生が増加する、といったデメリットがある。混合セメントのこうした性質上、普通セメントと比べ施工後に本来の強度を発生するまでに日時を要するため、我が国では橋梁やダム、港湾等の早期強度を必要としない公共工事が主な用途であり、その需要量は公共工事量に大きく依存する構造となっている。国等の公共工事における混合セメント調達率は、毎年度、環境省において実施しているグリーン購入法のブロック別説明会等の効果もあり、2011年度実績では99.7%と高い水準に達しており、公共工事内でこれ以上の混合セメントの需要量拡大は難しい状況であった。民間工事において利用することで、利用の拡大は可能と考えられたが、養生期間が長くなる・ひび割れの増加などの課題が完全には解決されていないため、普及拡大には至らなかった。 そのため、新たな施策として、都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)が2012年12月に施行となるに至り、民間工事にも建築物の低炭素化を図る視点から混合セメントの利用が促進されるよう、普及啓発を図っているところである。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	21	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	廃棄物の排出抑制、再生利用の推進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 廃棄物の排出抑制や再生利用の推進により、廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」に定める目標やこれも踏まえた「廃棄物処理法」に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進する。具体的には、市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入、個別リサイクル法に基づく措置の実施、温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組の推進等により、廃棄物の排出を抑制し、また再生利用を促進する。併せて、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」が示す方向性に沿って、3Rの実現に資する廃棄物処理施設の整備を推進し、廃棄物の焼却量を削減する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 循環型社会形成推進基本法、循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理法、廃棄物処理施設整備計画 個別リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 等)</p> <p>【予算・補助】 循環型社会形成推進交付金(平成24年度 48,135百万円の内数)による市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業の支援</p> <p>【普及啓発】 市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及 市町村による廃棄物分野における温室効果ガスの排出抑制の取組の推進(温室効果ガス排出抑制等指針マニュアルの作成・公表) 容器包装排出抑制推進員等を活用した市民等への普及啓発(一般廃棄物(プラスチック)の焼却量の削減) グリーン購入法に基づく廃棄物の削減に資する物品等の優先的購入</p> <p>【その他】 ごみ処理広域化の推進</p> <p>これらの施策等により、一般廃棄物(プラスチック)の焼却量が平成24年度では3,323千トンであった。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 48,135百万円の内数 平成25年度(執行ベース): 65,715百万円の内数 平成26年度(当初予算): 42,784百万円の内数		
今後の課題・方向性等	一般廃棄物(プラスチック)の焼却量については、リサイクルの進展等により、着実に減少している。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	22	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	有機性廃棄物の直接埋立量の削減		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 生ごみ等の有機性廃棄物の直接埋立量削減を推進し、廃棄物の埋立処分に伴うメタン排出量を削減する。</p> <p>【概要】 「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」に定める目標やこれも踏まえた「廃棄物処理法」に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進する。具体的には、市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組の推進等により、廃棄物の排出を抑制し、また、再生利用を推進する。併せて、有機物の直接埋立てを原則として行わないなど、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」が示す方向性に沿った市町村等の廃棄物処理施設の整備を推進することにより、生ごみ等の有機性廃棄物の直接埋立量を削減する。加えて、廃棄物処理体制の強化及び優良処理業者育成等による産業廃棄物の不法投棄を削減することにより、生ごみ等の有機性廃棄物の直接埋立量を削減する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 循環型社会形成推進基本法、循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理法、廃棄物処理施設整備計画 個別リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律) 優良処理業者に優遇措置を講じる優良性評価制度を平成17年度に創設し、さらに優良処理業者へのインセンティブを改善した優良産廃処理業者認定制度を平成23年4月から運用している。また、平成25年に環境配慮契約法に「産業廃棄物の処理に係る契約」を類型追加し、優良処理業者が産廃処理委託契約で有利になる環境を整備した。</p> <p>【予算・補助】 製造事業者と連携した循環産業形成支援事業(平成25年度開始、同年度60,000千円、平成26年度32,925千円) 日系動脈産業の海外進出と連動する静脈産業育成支援事業(平成23年度開始、平成24年度73,822千円(同年度終了)) 循環型社会形成推進交付金(平成24年度 48,135百万円の内数)による市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業の支援</p> <p>【融資】 株式会社日本政策金融公庫が行っている中小企業が産業廃棄物処理関連施設※を取得するために必要な資金の融資(環境・エネルギー対策貸付制度)において、通常よりも更に低利率で融資が受けられる。</p> <p>【普及啓発】 市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及 有機物の最終処分場への直接埋立の原則廃止を推進 より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成するための排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム形成に向けたフォーラムを開催した。(平成24年度1回、平成25年度2回開催) また、優良認定業者が情報発信するためのサイト(優良さんばいナビ。平成23年度創設。)の利便性向上のためのシステム開発を行った。</p> <p>【その他】 これらの事業により、優良認定業者数がH23年度末313者、平成24年度末522者、平成25年度末713者と右肩上がりに増加している。また、一般廃棄物(食物くず、紙くず、繊維くず、木くず)の最終処分量が平成24年度では128千トンであった。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 48,209百万円の内数 平成25年度(執行ベース): 65,758百万円の内数 平成26年度(当初予算): 42,817百万円の内数		
今後の課題・方向性等	有機性廃棄物の直接埋立量については、着実に減少している。また、一般廃棄物については、平成25年5月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、有機物の直接埋立ては原則として行わないこととしている。優良産廃処理業者認定制度は、制度創設後間もなく、産廃処理業者全体の中で優良認定業者の占める割合はまだまだ低い状況であるため、国として継続して優良処理業者が優位に立てる環境づくりを進め、優良処理業者を育成していく。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	23	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	水田の有機物管理・水管理の見直し		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 水田において、メタンの排出係数が相対的に高い稲わらのすき込みから排出係数の低い「堆肥の施用」への転換を推進すること等により、稲作に伴うメタン排出量の削減を図る。</p> <p>【概要】 稲わらのすき込みから、堆肥等へ転換することを可能にするための堆肥製造施設の整備や地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の取組を支援し、メタンの排出量の削減を通じて、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保等に貢献。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 環境と調和のとれた農業生産活動規範</p> <p>【予算・補助】 強い農業づくり交付金(平成18年度1件、21年度1件、22年度1件、23年度1件、24年度1件) 環境保全型農業直接支援対策(平成23年度17,009ha、24年度41,439ha、25年度51,114haの農地を対象に実施) 農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業(平成25年度契約県数50件)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース)		
	強い農業づくり交付金 20,983,865千円の内数 環境保全型農業直接支援対策 1,627,744千円		
	平成25年度(執行ベース)		
今後の課題・方向性等	強い農業づくり交付金 27,416,005千円の内数 環境保全型農業直接支援対策 1,666,532千円 農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業 117,850千円		
	平成26年度(当初予算)		
	強い農業づくり交付金 23,384,773千円の内数 環境保全型農業直接支援対策 2,645,851千円 農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業 111,150千円		
今後の課題・方向性等	<p>強い農業づくり交付金については、平成17年度より取り組んでおり、これまでに計5件の事業執行を行っている。環境保全型農業直接支援対策については、平成23年度から25年度末までの3年間に計109,562haに対して支援を実施している。</p> <p>農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業については、平成25年度より実施しており、国連気候変動枠組条約事務局に対し、毎年報告することが義務づけられている温室効果ガス吸収・排出量について信頼性の高い報告(温室効果ガスインベントリ報告)を行うための調査、検証を実施している。</p> <p>これらの取組を通じて、稲作に伴うメタン排出量は、1990年比で約2割減少しており(2014年4月、温室効果ガスインベントリ報告書)、今後も引き続き、メタンの排出量の削減に資する、実効性のある取組を推進していく必要がある。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	24	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 下水汚泥の焼却施設における燃焼の高度化や固形燃料化により、下水汚泥の焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減する。</p> <p>【概要】 ターボ焼却炉の開発を支援しつつ、高温焼却炉の新設・更新等を補助。 また、廃熱利用型固形燃料施設の技術実証を行うとともに、下水汚泥の固形燃料貯蔵施設の取得に係る投資を減税。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 インベントリ排出係数の改訂(平成24年度) 下水汚泥固形燃料のJIS化検討(平成26年度制定予定)</p> <p>【税制】 グリーン投資減税(下水汚泥固形燃料貯蔵設備):設備を取得した事業者に対する税制上の支援(平成23年度～)</p> <p>【予算・補助】 社会資本整備総合交付金による支援</p> <p>【技術開発】 下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)における下水汚泥の固形燃料化等に関する技術実証(平成24年度～) ターボ焼却炉の開発と普及(平成25年度～)</p> <p>これらの事業により、下水汚泥高温焼却率が平成24年度では64%にまで増加した。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): 1,603,081,418千円の内数</p> <p>平成25年度(執行ベース): 1,949,089,000千円の内数</p> <p>平成26年度(当初予算): 1,996,419,000千円の内数</p>		
今後の課題・方向性等	<p>地方公共団体の厳しい財政事情等のため、改築や修繕に要する初期投資コストが大きく維持管理コストが増加する高温焼却化は更新が進みにくい状況があるものの、今後も順次、高温焼却施設等への転換が行われる見込み。また、N2O削減及び再生可能エネルギー増大にも資する固形燃料化について技術実証等により推進。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	25	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 一般廃棄物の焼却施設における燃焼の高度化や廃棄物の3Rを推進し、廃棄物焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減する。</p> <p>【概要】 全連続炉の焼却施設における連続運転等、一般廃棄物の焼却施設における燃焼の高度化を進める。併せて、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」に定める目標やこれも踏まえた「廃棄物処理法」に基づく廃棄物減量化目標の達成に向け3Rの取組を促進するとともに、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」が示す方向性に沿って3Rの実現に資する廃棄物処理施設の整備を推進し、廃棄物の焼却量を削減する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 循環型社会形成推進基本法、循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理法、廃棄物処理施設整備計画</p> <p>【予算・補助】 循環型社会形成推進交付金(平成24年度 48,135百万円の内数)による市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業の支援</p> <p>【普及啓発】 市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及 市町村による廃棄物分野における温室効果ガスの排出抑制の取組の推進(温室効果ガス排出抑制等指針マニュアルの作成・公表)</p> <p>【その他】 ごみ処理広域化の推進</p> <p>これらの施策等により、一般廃棄物の焼却炉のうち連続炉の割合が平成24年度では88.0%、一般廃棄物の焼却量が平成24年度では36,735千トンであった。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): 48,135百万円の内数</p> <p>平成25年度(執行ベース): 65,715百万円の内数</p> <p>平成26年度(当初予算): 42,784百万円の内数</p>		
今後の課題・方向性等	一酸化二窒素の発生量が少ない連続炉が着実に増加し、発生量が多いバッチ炉が減少している。一般廃棄物の焼却量については、減少傾向にあるものの、今後も発生抑制や再生利用の取組の促進が必要である。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	26	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	施肥量の適正化・低減		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 施肥量の低減、分施、緩効性肥料の利用により、施肥に伴う一酸化二窒素の排出量を抑制する。</p> <p>【概要】 施肥に伴い発生する一酸化二窒素について、施肥設計の見直し等による施肥量の低減に向けた取組や地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の取組を支援し、その排出量の削減を通じて、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保等に貢献。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 環境と調和のとれた農業生産活動規範</p> <p>【予算・補助】 農業生産環境対策事業(土壌条件に適応した適正施肥推進事業)(平成22年度247件、平成23年度171件、平成24年度24件、平成25年度20件) 環境保全型農業直接支援対策(平成23年度17,009ha、平成24年度41,439ha、平成25年度51,114ha)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース) 農業生産環境対策事業(土壌条件に適応した適正施肥推進事業): 21,511千円 環境保全型農業直接支援対策: 1,627,744千円		
	平成25年度(執行ベース) 農業生産環境対策事業(土壌条件に適応した適正施肥推進事業): 6,927千円 環境保全型農業直接支援対策: 1,666,532千円		
	平成26年度(当初予算) 農業生産環境対策事業(土壌条件に適応した適正施肥推進事業): 20,605千円 環境保全型農業直接支援対策: 2,645,851千円		
今後の課題・方向性等	<p>農業生産環境対策事業(土壌条件に適応した適正施肥推進事業)については、平成22年度より取り組んでおり、25年度末までの4年間に計462件の事業執行を行い、減肥基準の策定県数が増加(平成21年で29県が、平成26年で35県と6県増加)等の効果が得られている。また、農用地土壌からの一酸化二窒素排出量は1990年比で3割弱減少している。(2014年4月、温室効果ガスインベントリ報告)</p> <p>平成26年度については、23件の事業を執行することとしている。</p> <p>環境保全型農業直接支援対策については、平成23年度から25年度までの3年間に計109,562haに対して支援を実施している。</p> <p>今後も引き続き、施肥設計の見直し等による施肥量の低減に向けた取組を推進する必要がある。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	27	府省名	経済産業省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	代替フロン等4ガスの総合的排出抑制対策		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 フロン類の製造、使用、廃棄等のライフサイクルの各段階の当事者による、フロン類の使用の合理化及びフロン類の管理の適正化を促し、フロン類の排出量を抑制する。</p> <p>【概要】 ガスメーカー等によるフロン類の実質的フェーズダウン、機器メーカー等によるフロン類使用製品のノンフロン・低GWP化の促進、業務用冷凍空調機器のユーザーによるフロン類の漏えい防止、フロン類の回収・再生・破壊制度の充実・強化を図る。併せて、ノンフロン・低GWP機器の技術開発や導入の支援、普及啓発、産業界による自主行動計画に基づく取組の進捗管理等を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 平成13年から施行している「特定家庭用機器再商品化法」、平成14年から施行している「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」及び平成17年から施行している「使用済自動車の再資源化等に関する法律」により、フロン類の回収・破壊を推進(平成24年度:7,531トン回収し、6,585トン破壊)。さらに平成25年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の抜本的な改正を行い(法律名も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に変更)、フロン類のライフサイクル全体にわたる規制措置を導入。</p> <p>【税制】 ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器)に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設(平成26年度～平成28年度)。</p> <p>【予算・補助】 (環境省) ・フロン等対策推進調査費(請負費)(平成元年度～) ・省エネ型ノンフロン整備促進事業(補助金)(平成20年度から実施。平成24年度16件、平成25年度81件) ・先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業(補助金・委託費)(平成26年度～) ・自動車リサイクル推進事業(請負調査)(平成22年度～) ・家電リサイクル推進事業(請負調査)(平成19年度～) (経済産業省) ・フロン等の国際的規制問題関連対策事業(委託費)(平成22年度から実施。平成24年度3件、平成25年度3件) ・冷媒管理技術向上支援事業(委託費)(平成26年度～) ・代替フロン等排出削減先導技術実証支援事業(補助金)(平成22年度から実施。平成24年度6件、平成25年度5件) ・省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業(補助金)(平成25年度から実施。平成25年度3件) ・高効率ノンフロン型空調機器技術の開発(独法交付金)(平成23年度から5カ年計画の事業)</p> <p>【自主的取組】 産業界による自主行動計画の推進により、代替フロン等3ガスの排出を削減。</p> <p>これまでの取組により、京都議定書第一約束期間(2008年度～2012年度)の排出量の5カ年平均は2,400万t-CO₂となり、目標値である約3,100万t-CO₂(基準年(1995年)の水準から基準年総排出量比で1.6%の水準)以下を達成。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成25年度(執行ベース):1,171,727千円(環境省フロン等対策推進室、経済産業省オゾン層保護等推進室)、5,778千円(自動車リサイクル推進事業費(内数))、31,500千円(家電リサイクル推進事業費(内数))</p> <p>平成26年度(当初予算):6,458,455千円(環境省フロン等対策推進室、経済産業省オゾン層保護等推進室)、15,470千円(自動車リサイクル推進事業費(内数))、36,093千円(家電リサイクル推進事業費(内数))</p>		
今後の課題・方向性等	<p>改正に関し、平成27年4月の施行を目指し、平成26年度中に規制等の基準を策定するとともに、関係業界及び関係自治体への周知を図る。改正法の確実な施行により、フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化と使用時のフロン類の漏えい防止を徹底し、2020年において当該施策を実施しなかった場合に比べ9.7～15.6百万トン-CO₂の削減効果を見込んでいる。</p> <p>また、技術実証、導入補助、普及啓発事業等の施策を通じ、今後ともノンフロン・低GWP化技術の開発・商品化と普及のための支援を強化する。</p> <p>加えて、フロン類の回収・破壊や産業界の自主行動計画に基づく取組の継続的な実施により、効果的・効率的な排出抑制対策に取り組む。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	28	府省名	林野庁
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	森林吸収源対策		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 間伐等の森林の適正な整備等を通じて、森林による二酸化炭素の吸収作用を保全・強化する。</p> <p>【概要】 「森林・林業基本計画」や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(H25)に基づき、森林吸収量の確保を図るため、多様な政策手法を活用しながら、間伐や造林など森林の適切な整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくり等の推進、持続可能な林業経営の確立に向けた取組の加速、さらに成長に優れた種苗の普及等の対策を推進。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号、平成25年法律第24号) 間伐等の森林の適正な整備等を通じて、森林による二酸化炭素の吸収作用を保全・強化する。 ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号) 国自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めることや、地方公共団体においても国の施策に準じ公共建築物における木材の利用に努めること等を規定。同法に基づく公共建築物等における木材利用方針は、平成24年3月末までに全都道府県にて策定済み。平成26年3月末までに全国1,742市町村中1,384の市町村で策定済み。 ・森林法の一部を改正する法律(平成23年法律第20号) 森林所有者がその責務を果たし、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるよう、所有者不明の場合の適正な森林施業の確保や森林経営計画の創設等を規定。 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(いわゆる固定価格買取制度) 再生可能エネルギー(木質バイオマス等)により発電した電気を、地域の電気事業者が一定価格で買い取ることを規定。木質バイオマスのエネルギー利用が促進されることを通じて、地域材の利用拡大や森林整備を推進。 <p>【税制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度以来一貫して、森林吸収源対策に活用できる環境税・地球温暖化対策税を要望。引き続き、森林吸収源対策に必要な財源の確保に向けて取り組む。 <p>【予算・補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業 森林所有者等が行う植付け、下刈り、間伐等の作業や、効率的な作業に必要な路網整備等に対して助成、毎年度補正予算とあわせ森林吸収源対策に必要な予算等を措置。 ・治山事業 森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、国及び都道府県による治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を実施。 ・地域材供給倍増事業 地域材の供給体制の構築や、公共建築物をはじめとした各分野での地域材の利用拡大の取組の支援を実施。など。 <p>【普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民参加の森林づくり等 全国植樹祭等全国規模の緑化行事や美しい森林づくり推進国民運動等の総合的普及啓発、多様な主体による森林づくり活動への支援、森林環境教育の推進等を通じ、国民参加の森林づくり等を推進。 <p>なお、森林吸収源については、第1約束期間(2008～2012年度)において、目標としていた1990年度総排出量比3.8%相当の吸収量を確保した。</p>		
施策等の予算額(億円)	<p>平成24年度(当初予算): 1,334</p> <p>平成25年度(当初予算): 1,375</p> <p>平成26年度(当初予算): 1,354</p>		
今後の課題・方向性等	<p>2013年の「気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)」において、2020年度における温室効果ガス削減目標について、2005年度比で3.8%を削減することを表明し、森林吸収源については、2.8%以上の吸収量の確保を目標としたところ。この森林吸収量の目標は、第2約束期間においては森林経営活動による森林吸収量の算入上限値が1990年総排出量比で各国一律3.5%(2013～2020年平均)とされていることを踏まえ、この上限値が確保されることを前提としたものである。この目標を達成するためには、年平均52万haの間伐等による健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全の推進、国民参加の森林づくり等の推進、木材・木質バイオマス利用の推進等に取り組む必要があるほか、森林による二酸化炭素の吸収量が確保できるよう成長に優れた種苗の確保等を図る必要がある。</p> <p>また、森林吸収源対策について、必要な施策を推進できるよう安定的な財源の確保が課題であり、森林吸収源対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進める。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	29	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	農地土壌吸収源対策		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 農地・草地土壌における土づくりの推進を通じて、二酸化炭素の貯留を推進する。</p> <p>【概要】 我が国の農地及び草地土壌における炭素貯留は、土壌への堆肥や緑肥等の有機物の持続的な施用等により増大することが確認されており、堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりを推進することによって、農地及び草地土壌における炭素貯留に貢献する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 環境と調和のとれた農業生産活動規範</p> <p>【予算・補助】 強い農業づくり交付金(平成18年度1件、21年度1件、22年度1件、23年度1件、24年度1件) 環境保全型農業直接支援対策(平成23年度17,009ha、24年度41,439ha、25年度51,114haの農地を対象に実施) 農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業(平成25年度契約件数50件)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース) 強い農業づくり交付金 20,983,865千円の内数 環境保全型農業直接支援対策 1,627,744千円		
	平成25年度(執行ベース) 強い農業づくり交付金 27,416,005千円の内数 環境保全型農業直接支援対策 1,666,532千円 農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業 117,850千円		
	平成26年度(当初予算) 強い農業づくり交付金 23,384,773千円の内数 環境保全型農業直接支援対策 2,645,851千円 農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業 111,150千円		
今後の課題・方向性等	<p>強い農業づくり交付金については、平成17年度より取り組んでおり、これまでに計5件の事業執行を行っている。</p> <p>環境保全型農業直接支援対策については、平成23年度から25年度までの3年間に計109,562haに対して支援を実施している。</p> <p>農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業については、平成25年度より実施しており、国連気候変動枠組条約事務局に対し毎年報告することが義務づけられている温室効果ガス吸収・排出量について、信頼性の高い報告(温室効果ガスインベントリ報告)を行うための調査、検証を実施している。</p> <p>これらの取組を通じて、農地土壌による炭素吸収・排出量は、京都議定書の第一約束期間を通じて年平均235万トン※の吸収となっている(2014年4月、温室効果ガスインベントリ報告)。</p> <p>今後も引き続き、農地土壌吸収源対策となり得る、実効性のある取組を推進していく必要がある。</p> <p>※ ネットネット方式(基準年(1990年)と比較してCO2の排出量が減少した場合にその差を吸収量として計上する方式)で計算した場合。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	30	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	都市緑化等の推進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 都市緑化等による二酸化炭素の吸収作用を保全・強化する。</p> <p>【概要】 都市公園の整備、道路、港湾等における緑化、建築物等の新たな緑化空間の創出を推進するとともに、都市緑化等による吸収量の算定方法の整備等を推進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算】 社会資本整備総合交付金等により、都市公園の整備や道路、河川、港湾等における緑化を推進。</p> <p>上記による都市緑化等の推進及び国際的指針に基づく吸収量算定方法の精度向上等により、CO2吸収量として108万トンを計上(平成24年度実績)した。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(当初予算):4,547,609百万円の内数		
	平成25年度(当初予算):5,074,337百万円の内数		
	平成26年度(当初予算):5,161,643百万円の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き、都市公園の整備、道路、港湾等における緑化、建築物等の新たな緑化空間の創出を推進するとともに、都市緑化等による吸収量の算定方法の整備等を推進する。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	31	府省名	環境省・経済産業省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)、b)
施策等の名称	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 温室効果ガスを一定量以上排出する者に排出量を算定し国に報告することを義務付けるとともに、国が報告されたデータを集計して公表する。</p> <p>【概要】 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を着実に運用しつつ、更なる充実・強化を図る。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条の2 等</p> <p>【予算・補助】 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度事業 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度電子システム構築・広報事業</p> <p>【その他】 平成23年度排出量の集計結果(特定事業所排出者 11,086事業者、特定輸送排出者 1,381事業者分の結果)について、公表及び開示請求への対応を実施。また、全国10箇所で開催報告公表制度に係る対象事業者向け説明会を実施するとともに、これに加えて、質疑応答集の整理、算定マニュアルの拡充、電子申請システムの整備等を実施。</p> <p>(参考URL) http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): 77,595</p> <p>平成25年度(執行ベース): 76,860</p> <p>平成26年度(当初予算): 360,184</p>		
今後の課題・方向性等	<p>○ 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(以下「算定制度」という。)は、平成18年度に導入され、平成20年度の改正により対象事業者数が12000事業者程度に大幅に増加するとともに、クレジットを反映した調整後温室効果ガス排出量が報告事項として追加された。本制度の運用においては、事業者への算定・報告方法等の周知徹底を図るとともに、排出量情報の集計及び結果の公表を迅速に行い、一般国民にも分かりやすい形で公表することによって、事業者の自主的取組を促進することが必要である。</p> <p>○ 先般の温対法改正に伴う新たな温室効果ガス(NF3等)の追加や、国内のクレジット制度変更に伴う算定制度の制度改正について平成27年4月施行予定であり、事業者向け周知を徹底する必要がある。</p> <p>○ 現状ではほぼ全ての事業者が報告書を紙媒体で提出しているため、事業所管省庁での入力・集計、事業者との修正・確認作業に長期間を要している。このため、報告事項の増加を見据え、事業者より報告書を電子的に受け付けて集計するシステムを平成26年度に構築し平成27年4月から運用を開始する予定であり、当該システムの利用率向上のための事業者への周知徹底や円滑なシステム運用を行い、集計に係る作業の効率化を図る必要がある。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	32	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	税制のグリーン化		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 エネルギー課税、車体課税を含めた税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p>【概要】 全化石燃料のCO2排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による税収を活用し、再エネ・省エネ対策のエネルギー起源CO2排出抑制の諸施策を着実に実施する。 また、車体課税について、環境負荷に応じた「グッド減税・バッド課税」の考え方を徹底することにより、税制全体のグリーン化を強化する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>我が国の温室効果ガス排出量の約9割を占めるエネルギー起源CO2の排出削減を図るため、化石燃料に対しCO2排出量に応じて一定の税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を平成24年10月に導入し、その税収を省エネ・再エネ対策に活用している。同税については、急激な負担増を避けるために税率を3年半かけて段階的に引き上げることとしており、平成26年4月に第2段階目の引き上げを行った。</p> <p>また、平成24年度以降、自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税並びに自動車税のグリーン化特例を累次強化した。</p> <p>その他、平成24年度に廃棄物処理施設に係る税制措置の適用期限の延長等を、平成25年度に環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)の対象設備の拡充及び適用期限の延長等を、平成26年度にノンフロン製品に係る税制措置の創設等を行った。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): なし		
	平成25年度(執行ベース): なし		
	平成26年度(当初予算): なし		
今後の課題・方向性等	地球温暖化対策を推進するため、引き続き税制全体のグリーン化を推進する。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	33	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	事業活動における環境への配慮の促進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等について、事業者が講ずべき措置に関して指針を策定・公表する。</p> <p>【概要】 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出抑制等指針を策定することを通じ、事業者が自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。また、「環境情報の提供等の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進移管する法律」に基づく事業者の環境報告書の公表等を通じ、事業者や国民による環境情報の利用の促進を図り、環境に配慮した事業活動が社会や市場から高く評価されるための条件整備等を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117条)第20条の5、第20条の6、第21条</p> <p>【予算・補助】 温室効果ガス排出抑制等指針策定事業 平成20年より実施しており、平成25年4月までに産業部門(製造業)、業務部門、廃棄物処理部門並びに家庭部門における温室効果ガス排出抑制等指針を策定・公表し、普及啓発を行ってきた。</p> <p>中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業(平成24年度9,946千円、平成25年度17,957千円) ①環境マネジメントシステム等、環境への取組状況に関する国内外の動向やニーズ調査 ・環境にやさしい企業行動調査:環境報告書の作成状況、グリーン調達の実態等、企業の事業活動における環境配慮の実態に関する統計調査を例年実施、施策の進捗状況確認や事業内容のあり方等の検討に活用。 ・環境報告書の作成・公表数は、平成23年度においては上場企業59.5%、非上場企業24.4%であったのに対し、平成24年度は上場企業71.1%、非上場企業31.5%に上昇した(環境にやさしい企業行動調査結果より)。 ②我が国の中堅・中小企業の環境経営の普及を目的に、より簡素な環境マネジメントシステムのあり方について調査・検討、エコアクション21の有効活用によるCO2削減の推進 ・エコアクション21の平成25年度末の登録事業者数は8,100社(24年度末7,700社)。 ・26年度においては、CO2削減に特化した、Eco-CRIPを実施し、中堅・中小企業の環境経営の裾野のさらなる拡大を図る。</p> <p>グリーン経済における情報開示基盤の整備事業(平成24年度23,628千円、平成25年度41,180千円) ①環境報告書の開示動向の調査や環境報告に係るガイドライン・手引き等の改定の実施 ・信頼性向上の手引き、記載の手引き改訂(26年5月公表済) ②環境報告書の表彰(環境コミュニケーション大賞)による、企業の積極的な情報開示の支援。 ③情報開示基盤整備事業 ・25年度から27年度まで、環境報告要約版フォーマットを作成し、金融機関等による利活用の可能性について検証する実証事業を実施。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース):106,574千円</p> <p>平成25年度(執行ベース):143,137千円</p> <p>平成26年度(当初予算):150,533千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>温室効果ガス排出抑制等指針策定事業 今後は、指針を定めた部門については、エネルギー消費実態等を踏まえつつ、同部門内の対策メニューの見直しの検討を行い、未策定の部門においても指針を策定し、一層の普及を行う。</p> <p>中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業 エコアクション21のさらなる推進のための、体制整備、普及・啓蒙活動のより一層の促進(バリューチェーン志向の環境経営の普及)を図る。</p> <p>グリーン経済における情報開示基盤の整備事業 日本版ステュードシップコードの公表(26年3月)に伴う、企業の非財務情報(特に環境情報)の開示については、投資家の利活用に資すること、さらには情報開示企業における公表のしやすさなど、関係者の利用促進に資する情報開示基盤の整備のニーズが急速に高まっており、社会の潮流に合わせて事業を推進していく。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	34	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	金融のグリーン化		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 低炭素化プロジェクトを出資等により支援したり、リース手法の活用を促進する等、民間投資を温室効果ガス削減対策に呼び込むための支援策を展開する。また、環境格付融資や社会的責任投資(SRI)を推進する。</p> <p>【概要】 ・民間資金の呼び水として低炭素化プロジェクトに出資する地域低炭素投資促進ファンドを組成する。 ・家庭・事業者向けに、初期投資費用の負担を軽減するため、低炭素機器をリースで導入した場合にリース総額の一部を助成する。 ・環境金融の拡大に向けた利子補給事業や21世紀金融行動原則の普及促進等を図る。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算・補助】 (1)地域低炭素投資促進ファンド創設事業(平成25年度開始、平成25年度予算額1,400,000千円) →平成25年度出資案件数:7件、コミットメント総額12.5億円、事業総額98億円</p> <p>(2)家庭・事業者向けエコリース促進事業(平成23年度開始、平成24年度予算額1,800,000千円、平成25年度予算額1,800,000千円) →平成24年度 対象リース契約 1,330件 リース料総額32,570百万円 平成25年度 対象リース契約 1,169件 リース料総額31,819百万円</p> <p>(3)環境金融の拡大に向けた利子補給事業(平成25年度開始、平成25年度予算額700,000千円) ①環境配慮型融資促進利子補給事業 →平成25年度指定金融機関数:25行(内、3行で6件の案件を採択) ②環境リスク調査融資促進利子補給事業 →平成25年度指定金融機関数:8行(内、3行で16件の案件を採択)</p> <p>(4)21世紀金融行動原則の普及促進(平成23年度開始、平成24年度予算額8,539千円、平成25年度予算額8,973千円) →事務局として運営支援を行っており、平成25年度末時点で188機関の金融機関が署名し、各種ワーキンググループにおいて関連な議論が交わされている。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース):1,733,833 ※計算式:(2)1,725,294+(4)8,539</p> <p>平成25年度(執行ベース):3,847,748 ※計算式:(1)1,400,000+(2)1,738,775+(3)700,000+(4)8,973</p> <p>平成26年度(当初予算):7,608,952 ※計算式:(1)4,600,000+(2)1,800,000+(3)1,200,000+(4)8,952</p>		
今後の課題・方向性等	<p>(1)平成25年度は、出資契約件数7件、コミットメント総額12.5億円、これに対する総事業費(開発費用のみの案件を含む)は98億円となり、ファンドからの出資が呼び水となって、約6倍以上の民間資金が集まる見込み。また、出資案件により見込まれるCO2削減効果は、年間約15万t-CO2と試算。今後は、引き続き本事業の政策目的等を踏まえ、適切に実施していく。</p> <p>(2)平成25年度は約318億円の低炭素機器導入を支援し、約2.7万tのCO2を削減した。今後は、リース利用者の裾野拡大など、制度の改善を適切かつ継続的に行うことにより、CO2削減効果・経済効果の高い施策を志向する。</p> <p>(3)環境配慮型融資や環境リスク調査融資に取り組む金融機関は徐々に増加しているものの、一部の地域金融機関等では十分なリソースを割けない等、多くの課題が存在する。今後とも、地域金融機関への取組拡大のための方策等について、継続的な事業の改善を図る。</p> <p>(4)環境金融の裾野をさらに拡大させるため、引き続き活発な情報交換や情報提供の場を提供していく。</p>		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	35	府省名	環境省、経済産業省、農林水産省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)~c)
施策等の名称	J-クレジット制度の推進		
施策等の目的・概要	J-VER制度、国内クレジット制度が発展的に統合し、平成25年4月より環境省・経済産業省・農林水産省共同で運用している。省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度であり、低炭素社会実行計画、カーボン・オフセット等に活用することができる。		
施策等の実施状況・効果	平成26年3月末現在、J-クレジット制度の対象となる方法論は、太陽光発電、木質バイオマスの活用や森林の整備等59種類あり、平成25年度は、4回の認証委員会を開催し、合計50件のプロジェクトを承認(旧制度からの移行分を含めると244件のプロジェクトが登録されている)。J-クレジット制度の活用により、中小企業や農林業者等の地域におけるプロジェクトにオフセットの資金が還流するため、地球温暖化対策と地域振興が一体的に図られた。		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):-		
	平成25年度(執行ベース):294,050千円(環境省)、226,761千円(経済産業省)		
	平成26年度(当初予算):608,206千円(環境省)、500,000千円(経済産業省)		
今後の課題・方向性等	平成26年3月末現在承認されている50件のプロジェクトの2020年までの削減見込量は173.6万t-CO2である。一方、クレジットの活用先を増やす必要があることから、企業・農家等によるオフセット製品の開発・普及や国民全体がオフセット製品を通じた環境配慮に取り組むためのキャンペーン等を行い、クレジットの大規模な需要の確保を図ることとしている。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	36	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	国民運動の展開		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 地球温暖化対策に対する理解を醸成し、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革とその成果の定着を促進する。</p> <p>【概要】 地球温暖化についてわかりやすく発信することにより、国民の地球温暖化問題に対する理解を増進する。また、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革を目指し、「クールビズ」、「ウォームビズ」等の推進、「エコドライブ」や「高効率照明」等の普及を進める。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算・補助】 地域活動支援・連携促進事業補助 (平成23年度開始、平成24年度53件、平成25年度62件)</p> <p>【普及啓発】 地球温暖化影響の理解及び国民に向けたライフスタイル変革の促進運動事業 (平成25年度開始、平成25年度イベント22回) 低炭素社会の構築に向けた国民運動事業 (平成21年度開始、平成25年度より「気候変動キャンペーンFun to Share」を実施) 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業 (平成15年度開始、平成25年度全国センター及び55箇所の地域センターにて事業を実施)</p> <p>これらの事業により、地球温暖化問題への関心度が平成24年度では75.8%、平成25年度末では74.6%となっている。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): 1, 175, 231</p> <p>平成25年度(執行ベース): 2, 099, 917</p> <p>平成26年度(当初予算): 2, 348, 116</p>		
今後の課題・方向性等	地球温暖化問題に対する危機感が醸成され、温暖化対策に関する取組の実践意向はあるものの、実際に行動に移す方は少数であることから、今後はより具体的な取組を紹介するなどといった改善を図ることとしている。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	37	府省名	外務省・経済産業省・環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	新たな国際枠組みの構築に向けた貢献		
施策等の目的・概要	平成23年(2011年)12月に南アフリカ・ダーバンで開催された、国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)において、平成32年(2020年)以降の新たな国際枠組みについて平成27年(2015年)までに合意し、平成32年(2020年)から発効・実施することが合意されている。我が国は、すべての国が参加する公平かつ実効性ある枠組みの構築を目指し、国際的な議論に積極的に貢献する。		
施策等の実施状況・効果	<p>・気候変動枠組条約の下での交渉会合及び交渉を促進するため、エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム(MEF)やペータースベルク気候対話などに参加した。平成24・25年(2012年・2013年)ともに、国際枠組み構築に向けた交渉の段取りについて各国が認識を共有し合い、合意の準備を整えることを目標として、精力的に主張を行った。</p> <p>・「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、島嶼国やアジア諸国向け気候変動政策対話等の国際会議を東京で開催し、議長国として議論を主導した。</p> <p>・各会合期間中に米国、EU、COP議長国など交渉上の影響力がある国と二国間会談を実施し、意見の調整を行った。</p> <p>・国連気候変動枠組条約事務局に対して日本政府として文書での意見提出を行い、新たな枠組みの在り方についての見解を明確に示した。</p> <p>これらの貢献により、平成24年(2012年)のCOP18では、平成27年(2015年)5月までに交渉テキストを準備すること等を含む平成25年(2013年)以降の作業計画が合意された。平成25年(2013年)のCOP19では、すべての国に対し、自主的に決定する約束草案をCOP21に十分先立ち(準備ができる国は2015年第1四半期までに)示すことが招請されるとともに、約束草案を示す際に提供する情報をCOP20で特定することが決定されるなど、議論の前進につながる成果が得られ、すべての国が参加する公平かつ実効性ある枠組みの合意に向けた準備を整えるという我が国の目標を達成することができた。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): なし		
	平成25年度(執行ベース): なし		
	平成26年度(当初予算): なし		
今後の課題・方向性等	今後、交渉テキストの作成に向けて議論が加速化するなかで、日本として引き続き関連会合に積極的に参加するとともに、日本の見解のインプットや二国間会談における意見調整に更に取り組む。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	38	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金関連業務		
施策等の目的・概要	国際的な気候変動防止と大気汚染防止の双方の観点から設立された国際パートナーシップ「短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション(CCAC)」において、我が国の技術・経験を活かし、アジアでの活動を主導する。		
施策等の実施状況・効果	<p>・短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金 CCACに対し、平成24年4月に日本も参加を表明したところであり、当枠組みに対し気候変動対策と大気汚染防止の双方を所管する環境省から、資金拠出を行った。</p> <p>・短期寿命気候汚染物質削減対策調査 各種発生源からのPM2.5等の排出量を把握するため、発生源調査を行った。また、国としての全排出量を把握するための推計方法論を検討し、各種統計データを収集し、排出量の推計結果について検証した。</p> <p>これにより、CCAC参加国として相応の貢献を行うことができた。また、短期寿命汚染物質(SLCP)についての情報の収集・蓄積に寄与し、国際連携に向けた知見が得られた。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): -		
	平成25年度(執行ベース): 278百万円		
	平成26年度(当初予算): 340百万円		
今後の課題・方向性等	CCACへの貢献を継続するとともに、SLCPの排出実態及び対策技術等に係る情報を十分に整備する。これにより、我が国の技術・経験を活かしたアジア地域におけるSLCP及びエネルギー起源CO2の一体的削減及びより効果的なSLCP削減の推進を実現させる。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	39-1	府省名	財務省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	気候投資基金(CIF)による開発途上国における気候変動問題への取組支援		
施策等の目的・概要	<p>【目的】開発途上国の気候変動問題への取り組みを支援するため、多国間資金メカニズムであるCIFに対して資金を拠出。</p> <p>【概要】CIFは世界銀行内に設置された信託基金であり、2008年7月に設立。温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援するクリーン・テクノロジー基金及び途上国における気候変動の影響に対する適応策等を支援する戦略気候基金の2つの基金から構成され、世銀を始めとする5つの国際開発金融機関(MDBs)を経由して、途上国の気候変動対策プロジェクトへの資金提供を行っている。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条の3</p> <p>【その他】 CIFの資金規模は、7,986百万ドル(2013年末時点)であり、日本は英、米に次ぐ1,200百万ドルを拠出(平成24年8月最終払込完了)。現在48か国・地域においてプロジェクトを選定・実施中。年2回行われる運営委員会等への出席を通じて、CIFの政策が可能な限り日本の政策と整合的となるよう主張しているほか、CIFが支援する個別のプロジェクトについても日本の意向が反映されるよう意見提出を行っている。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 37,062,000		
	平成25年度(執行ベース): -		
	平成26年度(当初予算): -		
今後の課題・方向性等	CIFは、京都議定書に続く次期国際枠組みの下で新たに設立される資金メカニズム(現在の緑の気候基金(GCF))による支援が開始されるまでのパイロット基金として設立されたものであることから、CIFが現在実施中のプログラム・プロジェクトを引き続き支援しつつ、今後のCIFのあり方について関係国とともに検討を進めていく。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	39-2	府省名	財務省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	地球環境ファシリティ(GEF)による開発途上国における地球環境保全支援		
施策等の目的・概要	<p>【目的】開発途上国における地球規模の環境問題(気候変動、生物多様性、国際水域、土地劣化、オゾン層破壊、化学物質)への取組みを支援するために多国間資金メカニズムであるGEFに対して資金を拠出。</p> <p>【概要】GEFは世界銀行内に設置された信託基金であり、日本を含む183カ国が参加している。1991年のGEF設立以来、日本は20年以上にわたってGEFの活動を支援しており、平成24年度、平成25年度にはそれぞれ121億円ずつを拠出した。また、平成26年度についても150億円の拠出を予定している。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条の3</p> <p>【その他】 GEFは1991年の設立以来、165カ国で3,600件以上のプロジェクトを実施している。また、GEFの投資は、他国や国際機関の投資を引き出す「触媒効果」を有しており、そのレバレッジ効果は平均約5倍であるなど費用対効果も非常に高い。また、4年に1回開催される総会及び1年に2回開催される評議会への出席を通じて、GEFの政策が可能な限り日本の政策と整合的なものとなるよう主張しているほか、GEFが支援する個別のプロジェクトについても日本の意向が反映されるよう意見提出を行っている。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 12,094,270		
	平成25年度(執行ベース): 12,094,270		
	平成26年度(当初予算): 15,000,000		
今後の課題・方向性等	GEFは、本年5月の総会で合意された「GEF2020戦略」の実施及び「統合的アプローチ」の試行を通じて、途上国における環境悪化の根本的な原因に包括的に取り組むとともに、スケールの大きな成果を達成することを目指しており、こうしたGEFの取組は日本の政策とも整合的であることから引き続き積極的にGEFの活動を支援していく予定。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	40	府省名	外務省、経済産業省、環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	二国間クレジット制度(JCM)の構築・実施		
施策等の目的・概要	<p>気候変動問題に効果的に対処するためには、先進国・途上国の双方が、低炭素成長を達成することが必要。本施策は、途上国において優れた低炭素技術等の普及や緩和活動の実施を通じ、我が国の温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を定量的に評価し、我が国の排出削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism : JCM)の構築及び実施を行うもの。</p> <p>具体的には、JCMの制度検討・運用、署名国の拡大、署名国との合同委員会の運営、排出削減プロジェクトの実現可能性調査及び実証事業・設備補助事業等に加え、MRV(測定・報告・検証)体制構築支援や人材育成支援、JCMに係るクレジットの管理のための登録簿の開発等を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・JCMの開始に関する二国間文書について、12か国(モンゴル(平成25年1月)、バングラデシュ(同年3月)、エチオピア(同年5月)、ケニア、モルディブ(同年6月)、ベトナム(同年7月)、ラオス、インドネシア(同年8月)、コスタリカ(同年12月)、パラオ(平成26年1月)、カンボジア(同年4月)、メキシコ(同年7月))と署名を交わした。(平成26年7月末時点) ・上記署名国のうち、8か国(モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、インドネシア、パラオ)と合同委員会を開催した。(平成26年7月末時点) ・平成22～25年度には239件(31か国)の実現可能性調査等を実施したほか、平成25年度に6件の実証事業、11件の設備補助事業を実施。 ・平成25年度、計17か国においてMRV(測定・報告・検証)体制構築支援及び人材育成支援、有望案件の発掘調査、組成支援等を実施。 ・平成25年度、制度運用のためのウェブサイトの開設、JCM登録簿のシステム構築に向けた取組を実施。 ・平成25年度、アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模形成支援事業として、17件の実現可能性調査等を実施。 ・平成25年11月に、JBICやNEXIと連携したJCM特別金融スキームを創設。 ・JICAなど日本の機関が支援するプロジェクトと連携しつつ、排出削減を行うプロジェクトを支援するための基金を設立(平成26年4月末時点)。 		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 5,663,639 (うち経済産業省: 2,586,216、環境省: 3,077,423)		
	平成25年度(執行ベース): 3,201,002 (うち経済産業省: 932,533、環境省: 2,268,469)		
	平成26年度(当初予算): 20,800,570 (うち経済産業省: 6,940,000、環境省: 13,860,570)		
今後の課題・方向性等	「攻めの地球温暖化外交戦略」に基づき、2016年までに署名国を16か国に倍増することを目指し、関係国との協議を加速するとともに、引き続きプロジェクト形成を支援していく。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	41	府省名	外務省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a) b)
施策等の名称	気候変動分野における途上国支援		
施策等の目的・概要	我が国が平成21年(2009年)の国連気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)において、平成24年(2012年)末までの約3年間の気候変動対策に関する途上国支援について、官民合わせて150億ドルの支援を実施することを表明したことを受け実施するものである。さらに、平成25年(2013年)のCOP19において、平成25～27(2013～2015年)の3年間で、官民合わせて1兆6,000億円(約160億ドル相当)の支援を表明した(うち1兆3,000億円(約130億ドル相当)が公的資金による支援)。		
施策等の実施状況・効果	平成21年(2009年)10月から平成24年(2012年)12月末までに官民合わせて、約176億ドルの支援を118か国1,023プロジェクトについて行ったほか、平成25年(2013年)1月から同年9月末までに約60億ドルの公的資金による支援を61か国の214のプロジェクトについて行った。		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):		
	平成25年度(執行ベース):		
	平成26年度(当初予算):		
今後の課題・方向性等	今後とも、途上国の温暖化対策に資する支援を引き続き着実に実施していく		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	42	府省名	内閣府
重点検討項目番号	①、②	検討内容の詳細記号	①a)、b)、c)、②a)、b)
施策等の名称	「環境エネルギー技術革新計画」の改訂		
施策等の目的・概要	<p>【目的】革新的技術の着実な開発と普及の具体化を図るため、「環境エネルギー技術革新計画」を改訂する。</p> <p>【概要】①短中期・中長期的に開発を進めるべき革新的技術の特定(ロードマップの見直し)、②技術開発を推進するための施策の強化、③革新的技術の国際展開・普及に必要な方策の具体化を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【その他】第113回総合科学技術会議(平成25年9月13日)において、総理からの諮問(諮問15号)への答申として「環境エネルギー技術革新計画」を改訂した。①については、「革新的技術」として37の技術を特定した。具体的には、短中期(2030年頃まで)に開発する技術として、生産・供給分野(高効率石炭火力、高効率天然ガス火力等)、消費・需要分野(次世代自動車、革新的構造材料等)及び流通・需給統合分野(燃料電池、高性能電力貯蔵等)における技術を特定し、中長期(2030年頃以降)の実用化を目指す技術として、二酸化炭素回収・貯留(CCS)や人工光合成等の技術を特定するとともに、これらの技術について、「いつまでに」、「どのレベルまで」、技術を向上させるのかを時間軸に沿った指針として示す形で2050年までのロードマップを策定した。②については、研究開発投資の促進や革新的な技術のシーズ発掘に向けて、研究開発税制の活用促進等による民間の投資環境整備等や、ハイリスクだが効果の大きい技術開発の政府主導の実施を進める。③については、二国間オフセット・クレジット制度(JCM)の推進に向けて、関係省庁とJICA、JBIC等が連携してプロジェクトを促進し、国際標準化の活用促進に向けて、新興国の省エネ対策や再生可能エネルギー導入に関する制度構築と人材育成等の実施体制整備を支援し、公的資金の戦略的活用に向けて、高効率火力発電、原子力発電や低炭素都市づくり等の海外移転に公的支援を活用する。</p> <p>改訂した「環境エネルギー技術革新計画」は、「攻めの地球温暖化外交戦略-Actions for Cool Earth,エース(ACE)」の三本柱の一つ、「イノベーション(革新的技術開発)」に反映されている。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):	なし	
	平成25年度(執行ベース):	なし	
	平成26年度(当初予算):	なし	
今後の課題・方向性等	本計画(ロードマップ含む)に記載された取組事項については、関係者が確実に実行していくことが期待されるとともに、各府省の施策の検討・進捗の状況等については、着実にフォローアップを行う。		

「地球温暖化に関する取組」に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	43	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a), b)
施策等の名称	温室効果ガス観測衛星の開発		
施策等の目的・概要			
施策等の実施状況・効果	<p>【予算・補助】</p> <p><低炭素社会国際研究ネットワーク事業(平成21年度開始～平成25年度終了)> 平成24年度は英国で第4回年次会合を行い、14カ国4国際機関から71名が参加。また、低炭素アジア研究ネットワークを立ち上げ、タイで第1回年次会合を行った(14カ国4国際機関から124名が参加)。 平成25年度は横浜で第5回年次会合を行い、18カ国2国際機関から81名が参加。平成26年度以降は、緩和のみならず適応も視野に入れたネットワークの形成やUNFCCCプロセスへのインプットが重要であることが共有された。 [平成24年度:75,000(千円)、平成25年度:85,000(千円)、平成26年度:-]</p> <p><気候変動影響評価・適応推進事業 アジア太平洋地域ハブセンター支援事業(平成22年度開始～)> アジア太平洋適応ネットワークによる国際会議、ウェブ上の情報共有、人材育成等を通じ、地域の適応能力の強化に貢献。 [平成24年度:79,000(千円)、平成25年度:92,850(千円)、平成26年度:109,228(千円)]</p> <p><地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金(平成16年度開始～)> 22カ国の政府間ネットワークであるアジア太平洋地球変動研究ネットワークを通じた共同研究・人材育成を実施。 平成24年度には気候変動緩和、平成25年には気候変動適応に焦点を当てた研究公募を実施。 [平成24年度:182,174(千円)、平成25年度:241,104(千円)、平成26年度:241,104(千円)]</p> <p><いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備(平成24年度開始～)> 平成29年度の打上を目指し、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の後継機の作成に平成24年度から着手しており、これまでに観測センサの概念設計等を行った。 [平成24年度:624(百万円)、平成25年度:728(百万円)、平成26年度:2,863(百万円)(一般会計:724(百万円) 特別会計:2,139(百万円)]</p>		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):		
	平成25年度(執行ベース):		
	平成26年度(当初予算):		
今後の課題・方向性等	<p>気候変動による影響が深刻になる中、平成26年度以降は、低炭素社会国際研究ネットワークの成果を活用し、新たに緩和・適応統合政策の実行推進のために知識を結集する気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業を開始する。</p> <p><気候変動影響評価・適応推進事業 アジア太平洋地域ハブセンター支援事業> アジア太平洋地域の途上国における適応計画策定及び実施の支援を行う。アジア太平洋適応ネットワークの活動強化のために、国連環境計画アジア太平洋事務所が担う事務局への支援を行う。</p> <p><地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金> 引き続き地域の共同研究・科学者の能力開発を推進する上で、途上国の主体的参加を求めていく。</p> <p><いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備> 平成29年度の打上げを目指し、観測センサや衛星バス等の開発を進める。 今後、現行機に引き続き、温室効果ガスの全球データを観測することにより、気候変動の科学的知見を世界に提供し、各国の気候変動政策へ貢献していく。 また、アジアを中心に国別、さらには大都市単位での温室効果ガス排出量のモニタリング、対策効果の検証、削減対策の提案が可能となり、JCM対象事業の実施を後押しする。</p>		